

1 見直しの要件

(1) 中間見直し方針 (第4章)

(見直し事項) 「環境指標・目標値」 「個別環境施策」 「実践行動」

(見直しの視点) ○第2章「課題」の見直し結果
○社会情勢・環境状況の変化
○市民等アンケートの結果
○第5次総合計画
○都市マスタープラン

(2) 前回会議の審議結果 (概要)

環境指標……………原則として、課題解決の程度を客観的に評価する指標を出来る限り多くする。

実践行動……………課題の解決に寄与するもの。市民・事業者・市民団体の取り組みについては、市の取り組みとは枠組みを別にして、市が各主体に対し環境保全への協力を呼びかけるような文体に変更する。

2 主な変更点

- 1 施策展開の構成
- 2 市民、市民団体、事業者の取り組みの位置付け
- 3 環境指標の位置付け

現 行 計 画	「項（〔環境目標〕）」…第3章「望ましい環境像」を分類整理				
	〔個別環境施策〕…環境目標を分類				〔環境指標〕
	〔実践行動〕…個別環境施策を分類				…環境目標及び個別環境施策に関する取組状況や、ある側面から見た達成状況を表す
	市の取り組み	市民の取り組み	市民団体の取り組み	事業者の取り組み	
	…環境目標及び個別環境施策に沿った取組内容を主体ごとに列挙				



見直し原案の案	「項」…第3章「望ましい環境像」に照らして課題を分類整理			
	[市の施策]	[環境配慮事項]		[環境指標]
		市民・市民団体	事業者	
	…課題の解決及び第5次総合計画前期基本計画の目標実現のための施策の方向性を提示（市の「環境・自然」分野の基幹計画として、詳細な取組内容は例示に限定）	…課題の解決及び第5次総合計画前期基本計画の目標実現のために市が配慮を依頼する事項を列挙		…課題の解決の程度をできる限り客観的に表す（結果的に取組状況と共通することもある）

3 新旧対照表

(1) 対応関係一覧

節	現行計画【個別環境施策】	見直し原案の案【市の施策】
第1節 豊かな自然を 生かし、 大切に するまち	p.48 第1項 農地や里山を守ろう (1) 農業の振興と農地の保全	p.50 第1節第1項 農地を守ろう (1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援 (2) 農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化 (3) 駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり (4) 誰もが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり
	(2) 里山の保全	
	p.50 第2項 緑の環境を創ろう (3) 緑の保全と創造	p.52 第1節第2項 森林を守ろう (1) 民有林伐採の動向注視 (2) 森林の適切な維持管理の推進 (3) 自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用
	p.52 第3項 水辺の環境を守ろう (4) 良好な水辺の形成 (5) 水田や水辺の保水力の確保	p.54 第1節第3項 水辺を生かそう (1) 洪水に対して安心して暮らせる排水機能の確保 新規 (2) 水辺が持つ多面的な機能の増進
	p.54 第4項 生き物の環境を守ろう (6) 生物多様性の確保 (7) 希少動植物の保護と管理	p.56 第1節第4項 野生生物と共存・共生しよう (1) 生態系の保護 (2) 野生生物の適切な管理
	p.56 第5項 自然と触れ合おう (8) 自然との触れ合いの場の確保 (9) 自然の中でのスポーツ・レクリエーションの振興	p.58 第1節第5項 公園・緑地を増やし守ろう (1) 公園・緑地の整備の推進 (2) 子育ての場としての公園や広場の機能整備 (3) 市民グループや自治会との協働による公園・緑地管理の推進 (4) 市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援
	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう (10) 大気汚染や野焼きの防止 (11) 騒音・振動の防止 (12) 悪臭の防止	p.60 第2節第1項 大気汚染を減らそう (1) 国・県・他市町村などとの協力による大気汚染物質の排出削減 (2) 大気汚染物質の監視、必要な注意喚起の迅速・確実な実施 p.62 第2節第2項 騒音・振動、悪臭を減らそう (1) 工場・作業場、建設工事、道路などからの騒音・振動の防止 (2) 事業活動、浄化槽排水などからの悪臭の防止
	p.62 第7項 河川や地下水などの水を改善しよう (13) 水質汚濁の防止 (14) 土壌・地下水汚染の防止	p.64 第2節第3項 水質を改善しよう (1) 河川・湖沼の水質改善 (2) 地下水汚染の調査及び浄化対策
	p.64 第8項 美しく安心して住める環境を守ろう (15) まちの環境美化 (16) 良好なまちづくりへの誘導 (17) 環境や安全に配慮した都市基盤の整備 (18) 適正な土地利用などへの誘導 (19) 不法投棄の未然防止	p.66 第2節第4項 有害化学物質による被害を防ごう (1) 有害化学物質の調査及び情報収集 (2) 有害化学物質の飛散・放出防止 p.67 第2節第5項 公害対策に市民の声を生かそう (1) 公害苦情の原因・背景等の分析 新規
	p.68 第9項 郷土の歴史や文化を生かそう (20) 歴史的・文化的環境の保全	p.68 第2節第6項 放射線を正しく知ろう (1) 放射線の測定及び除染作業 新規 (2) 健康への影響を中心とした最新知見・情報の収集 新規 p.70 第2節第7項 景観や文化財を守ろう (1) 市街地と田園集落のそれぞれの個性を活かした、白井らしさを感じられる景観の形成 (2) みどりの中にある文化財の保護及び魅力ある資源としての活用
第2節 市民の健康と快適な生活環境を守るまち	p.70 第10項 ゴミを削減しよう (21) 生ごみの減量化・堆肥化 (22) ごみの減量化・リサイクル・資源化の促進 (23) エコバッグの利用促進	p.72 第2節第8項 不法投棄や野焼きをなくそう (1) 不法投棄をされない環境づくり (2) 野焼きに対するきめ細かい対応
	p.74 第11項 水循環を確保しよう (24) 雨水の利用と浸透の促進	p.74 第3節第1項 ゴミを削減しよう (1) 家庭系ごみの排出量削減及び資源化の促進 (2) 事業系ごみの排出量削減及び資源化の促進
第3節 限られた資源・エネルギーを大切に するまち		

節	現行計画〔個別環境施策〕	見直し原案の案〔市の施策〕
第3節 限られた資源・エネルギーを大切に するまち	p.76 第12項 エネルギーを有効に利用しよう (25) 省エネルギーの推進 (26) クリーンエネルギーの活用	p.76 第3節第2項 エネルギーを有効に使う (1) 住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及 (2) 市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大
第4節 環境を知り、環境に配慮したライフスタイルを 実践するまち	p.78 第13項 環境を知り、学び、行動しよう (27) 環境教育・学習機会の提供 (28) 環境情報の提供 (29) アドバイザーなどの派遣 p.80 第14項 環境に配慮したライフスタイルを実践しよう (30) 市民・事業者との連携・協力 (31) 環境保全活動への支援	p.78 第4節第1項 環境について学ぼう (1) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進 (2) 環境基本計画の普及 p.80 第4節第2項 環境保全活動に参加しよう (1) 地域での環境保全・創出の取り組みとしてのグランドワークの推進
第5節 地球環境の保全に貢献する まち	p.82 第15項 地球規模で環境を考えよう (32) 地球環境問題への意識の向上 (33) 地球環境保全対策の推進	p.82 第5節第1項 地球規模で環境を考えよう (1) 温室効果ガス排出抑制のための省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及 (2) 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集

新規

(2) 新旧対照表 (【個別環境施策】【実践行動】／【市の施策】【環境配慮事項】、【環境指標】)

第1節第1項 農地を守ろう (課題:「◇農業後継者不足や農業収入の減少への有効な対策」)

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.48 第1項 農地や里山を守ろう 【個別環境施策】 (1) 農業の振興と農地の保全 ○良好な生産環境の確保に努めます。 ○環境に配慮した環境保全型農業を推進します。 ○安全で新鮮な農産物を地元で消費する地産地消の取り組みを進めます。 ○遊休農地を観光農園や市民農園などとして有効利用を進め、また触れ合いの場、緑の教育の場として生かします。 【実践行動】 (1) 農業の振興と農地の保全 市の取り組み 1.農用地の集積・農作業の組織化・共同化など農業経営の改善を支援します。[農政課] 2.農業委員会などと連携し、農業後継者対策を進めます。[農政課] 3.環境への影響に配慮した農業を啓発します。[農政課] 4.農薬や化学肥料の減量化を進めるとともに、有機栽培などを促します。[農政課] 5.市内で生産される農作物の情報を提供するとともに各種イベントや給食などを通じて、市内消費を促します。[農政課・学校教育課] 6.遊休農地は、雑草除去などの適正管理を指導するとともに、利用増進などにより農地の再生に向けた取り組みを推進します。[農政課] 7.農業や自然に触れ合うよう市民農園の利用を促します。[農政課]	p.50 第1項 農地を守ろう 【市の施策】 (1) 多様な形態の農業経営と担い手の支援 集落で農業生産を共同で行うしくみづくりを進めます。また、市民団体等と協働し、援農ボランティアや新規就農を育成するための講習会を開催するなど、農業の担い手づくりを進めます。 (2) 農商工の連携による、農産物の高付加価値化やブランド化 農家や多様な事業者が連携することで、付加価値の高い農産物の開発や販売ルートの確保を進めます。 (3) 駅周辺や地域における農産物の販売の場づくり 共同直売所の運営支援や各経営にあった流通・販売ルートを確保します。 (4) 誰もが農業体験できるプログラムの実施や農に親しめる環境づくり 農家等と連携して、市民農園・体験型農園の開設を支援し、農にふれる場づくりを進めます。	◎課題の解決及び、第5次総合計画前期基本計画の目標実現(『「魅せる農」のまちづくり』を戦略の柱の一つとし、農業をまちの活性化のための資源として積極的に支援していくこと)のための施策の方向性を記載。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
市民・市民団体	p.48 第1項 農地や里山を守ろう 【実践行動】 (1) 農業の振興と農地の保全 市民の取り組み 8.観光農園、市民農園の利用に努めます。また、農地や里山の果たす環境保全のはたらきを理解するよう努めます。 9.市内で生産される農産物を積極的に購入するよう努めます。 市民団体の取り組み 17.郷土料理などを調理するイベントを通じて、地域交流を深めるとともに、市内で生産される農作物を積極的に使用します。(新規)		p.50 第1項 農地を守ろう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○農地の果たす環境保全のはたらきを理解しましょう。 ○市内産農産物を積極的に購入しましょう。 ○市民農園や観光農園を利用し、土と親しみましょう。 ○イベントでの供食など、市内産農作物を積極的に活用しましょう。		◎記述の整理・集約。
事業者	p.48 第1項 農地や里山を守ろう 【実践行動】 (1) 農業の振興と農地の保全 事業者の取り組み 10.農業や化学肥料の減量化を進めるとともに、有機栽培などに努めます。 11.農業後継者を育成するよう努めます。 12.農機具や農業資材は、環境に配慮したものを使用するよう努めます。 13.農業に伴うごみの発生を極力抑えます。 14.遊休農地は、雑草などを除去し適正に管理するよう努めます。 15.遊休農地は、観光農園や市民農園などとして利用に努めます。 16.市内で生産される農産物を積極的に取り扱うよう努めます。		p.50 第1項 農地を守ろう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○農業後継者の育成に努めましょう。 ○市内産農産物を積極的に流通・販売しましょう。 ○市民農園や観光農園の開設など、遊休農地の活用を検討しましょう。		◎記述の整理・集約。 ◎化学肥料、農機具・資材、ごみ、雑草などに係る取り組みは本項が対象とする課題又は施策と直接関係しないため別項に移行。
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎1-1-1 農業振興地域以外の農地も含めた指標とする。 ◎1-1-2～5 課題に対応する指標の追加。
	1-1 農用地面積[農政課]	903ha	1-1-1 農地面積[農政課]	1,276ha	
			1-1-2 農業新規参入者数[農政課]	2件/年	
			1-1-3 基幹的農業従事者の人数[農政課]	-	
			1-1-4 基幹的農業従事者の年齢層中央値[農政課]	-	
			1-1-5 農業経営体の農産物販売規模の中央値[農政課]	-	

第1節第2項 森林を守ろう （課題:「◇民有林伐採などの動向注視」、「◇森林の適切な維持管理の推進」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.48 第1項 農地や里山を守ろう 【個別環境施策】 (2) 里山の保全 ○身近にある里山の保全を進めます。 ○人と自然の触れ合いの場、緑の教育の場として、里山を生かします。 ○(仮称)谷田・清戸市民の森整備事業に協働し、沢山の泉周辺の県所有地を活用した里山の保全を進めます。 【実践行動】 (2) 里山の保全 市の取り組み 1.里山の保全への関心を高めるため、自然観察会などを開催する市民団体を支援します。[環境課] 2.里山の所有者や市民団体などと連携・協力し里山の維持管理に努めます。[環境課・農政課]	p.52 第2項 森林を守ろう 【市の施策】 (1) 民有林伐採の動向注視 違法伐採の防止に努めるとともに、伐採の届出があったときは、白井市森林整備計画に照らして厳正な審査を行います。 また、今後の森林減少抑制のため、伐採の目的や背景などの把握に努めます。 (2) 森林の適切な維持管理の推進 所有者や市民団体などと連携・協力し、森林の適正な維持管理の促進に努めます。 また、国の自然環境基礎調査の結果などを用い、森林の放置による竹林化の進行といった影響の把握に努めます。 (3) 自然とのふれあいや癒しの場としての里山の保全と活用 市民や市民団体等と協働し、「(仮称)谷田・清戸市民の森」の整備を進めるなど、里山を積極的に保全・活用します。	◎課題の解決及び、第5次総合計画前期基本計画の目標実現(『みどりがつながるまちづくり』を戦略の柱の一つとし、里山の保全・活用などを図っていくこと)のための施策の方向性を記載。
市民・市民団体	p.48 第1項 農地や里山を守ろう 【実践行動】 (2) 里山の保全 市民の取り組み 3.里山の保全活動に積極的に参加、協力します。 4.里山に親しみ、樹木や草花、動物など大切に见守ります。 市民団体の取り組み 6.自然観察会などを通じて市民の里山の保全への関心を高めます。	p.52 第2項 森林を守ろう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○森林の果たす環境保全のはたらきを理解しましょう。 ○森林の所有者は、森林の適切な維持管理に努めましょう。 ○森林の維持管理活動や自然観察会などを通じて、森林保全への関心を高めましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎里山(森林)の維持管理を事業者の取り組みから移動。
事業者	p.48 第1項 農地や里山を守ろう 【実践行動】 (2) 里山の保全 事業者の取り組み 5.里山の所有者(管理者)は、里山を適切に維持管理します。	p.52 第2項 森林を守ろう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○開発事業などにあたっては、森林の分断を避けるように努めましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎里山(森林)の維持管理は市民・市民団体の配慮事項に移動。 ◎開発事業における配慮を追加。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	
環境指標	1-2 樹林地面積(農政課)	524ha	1-2-1 地域森林計画に基づく森林面積[農政課]	411ha	◎1-2-1 目標値を現実的な数値に変更。 ◎(森林の適切な維持管理の推進については適当な指標なし。)

第1節第3項 水辺を生かそう （課題:「◇洪水に対する排水機能の確保と水辺が持つ多面的な機能の発揮」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	-	p.54 第3項 水辺を生かそう 【市の施策】 (1) 洪水に対して安心して暮らせる排水機能の確保 市が管理している水路などの適切な維持管理を行うほか、河川管理者である千葉県に対し、環境に配慮した河川改修の推進を要望します。また、豪雨などによる水位上昇時には市民の安全確保のため適切に対応します。 なお、都市計画の中での河川・水路の整備方針については、都市・交通分野の基幹計画である「白井市都市マスタープラン」で示しています。	◎課題の解決のための施策の方向性を記載。
	p.52 第3項 水辺の環境を守ろう 【個別環境施策】 (4) 良好な水辺の形成 ○県や隣接市などと連携・協力し、環境に配慮した河川の整備や維持管理を行います。 ○県や隣接市、市民団体などと連携・協力し、水辺の清掃を実施します。 ○人と水との触れ合いの場、水の教育の場として、水辺を活かします。 ○自然の中にある湧水の現状把握と保全に努めます。 ○水辺に親しむことができるビオトープの整備について、支援します。 (5) 水田や水辺の保水力の確保 ○保水力を維持するため、農地や樹林地の保全に努めます。 【実践行動】 (4) 良好な水辺の形成 市の取り組み 1.県や隣接市などとの連携・協力により、適切な河川の維持管理を行うための清掃を実施するとともに、多自然型工法を導入した河川の整備に努めます。[道路課] 2.水辺の清掃などを実施する市民団体を支援します。[環境課] 3.市内にある湧水の保全に努めます。[環境課] 4.水生動植物の生息・生育するような場としてのビオトープ(人工池)の整備について、支援します。[環境課] (5) 水田や水辺の保水力の確保 市の取り組み 1.農地や樹林地などを保全し、保水力の維持向上に努めます。[農政課・環境課]	p.54 第3項 水辺を生かそう 【市の施策】 (2) 水辺が持つ多面的な機能の増進 良好な景観、レクリエーション、癒し、動植物の生息地などの機能が発揮できるよう、生物の生息環境に配慮した水路の整備や、市指定文化財としての湧水の保護などを推進するほか、水辺の清掃を実施する市民団体などを支援します。 また、公共施設における雨水浸透施設の設置や、市道(歩道)の透水性舗装などを通じ、湧水などの水源にもなる地下水の涵養に努めます。	
	p.74 第11項 水循環を確保しよう 【個別環境施策】 (24) 雨水の利用と浸透の促進 ○雨水の地下浸透を進めるため、樹林地や農地などの保全に努めます。		

	○家庭や事業所における節水対策や雨水の有効利用を進めます。 ○公共施設において、透水性舗装など雨水の地下浸透を進めます。 ○自然の中にある湧水とのかん養域を保全します。 ○地下水位の監視や揚水量の監視・指導を行います。 【実践行動】 (24) 雨水の利用と浸透の促進 市の取り組み 1.節水や雨水の有効活用、また雨水の地下浸透の意識啓発や情報提供を行います。[環境課] 2.公共用地において雨水貯留施設を設け雨水の有効活用に努めます。[管財契約課・教育総務課] 3.公共施設において、透水性舗装(歩道)など雨水の地下浸透に努めます。[管財契約課・教育総務課] 4.開発事業において、雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置指導を行います。[都市計画課] 5.湧水とのかん養域を調査し保全に努めます。[環境課] 6.地下水位の監視や地下水を多量に使用する事業所などの揚水量の監視・指導を行います。[環境課] 7.上水道の節水に向けた意識啓発を行います。[上下水道課]		
市民・市民団体	p.52 第3項 水辺の環境を守ろう 【実践行動】 (4) 良好な水辺の形成 市民の取り組み 5.水辺の清掃など保全活動に参加、協力するよう努めます。 6.生活排水で河川や水路を汚さないよう努めます。 市民団体の取り組み 9.自然観察会などを通じて、市民に水辺の保全への関心を高めます。 10.水辺の清掃など保全活動に参加、協力するよう努めます。 p.74 第11項 水循環を確保しよう 【実践行動】 (24) 雨水の利用と浸透の促進 市民の取り組み 8.節水コマや節水型トイレなどの導入や風呂の残り水を洗濯に利用するなど日常生活で節水に心がけます。 9.使用済単独処理浄化槽を雨水貯留槽に転換するなど雨水の貯留に努めます。 10.雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水を有効に活用するよう努めます。 11.雨水浸透枳の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。	p.54 第3項 水辺を生かそう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○河川沿いの散歩など、暮らしの中に水辺を取り入れましょう。 ○雨水浸透枳の設置などにより、雨水の地下浸透に努めましょう。 ○水辺の清掃活動や自然観察会などを通じて、水辺の環境に対する関心を高めましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎生活排水による汚濁の防止の取り組みは第2節第3項「水質を改善しよう」に集約。 ◎節水・雨水貯留に係る取り組みは課題または施策と直接関係しないため削除。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
事業者	p.52 第3項 水辺の環境を守ろう 【実践行動】 (4)良好な水辺の形成 事業者の取り組み 7.水辺の清掃など保全活動に参加、協力するよう努めます。 8.事業排水、生活排水で河川や水路を汚さないよう努めます。 p.74 第11項 水循環を確保しよう 【実践行動】 (24)雨水の利用と浸透の促進 事業者の取り組み 12.節水型機器を導入するなど節水に心がけます。 13.排水をトイレ洗浄水などの雑用水として利用できるよう排水の高度処理を検討します。 14.雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水を有効に活用するよう努めます。 15.雨水浸透枳の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。 16.道路を舗装する場合は透水性舗装の導入を検討します。		p.54 第3項 水辺を生かそう 【環境配慮事項】 (2)事業者 ○雨水浸透枳の設置や透水性舗装などにより、雨水の地下浸透に努めましょう。		◎記述の整理・集約。 ◎水辺の清掃など、事業者の本来活動と直結しない社会貢献活動については4節2項「環境保全活動に参加しよう」に集約。 ◎事業排水による汚濁の防止の取り組みは第2節第3項「水質を改善しよう」に集約。 ◎節水・雨水貯留に係る取り組みは課題または施策と直接関係しないため削除。
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎より課題に則した指標に変更。 ◎（水辺が持つ多面的な機能の発揮については適当な指標なし。）
	3-1 湧水保全箇所数(環境課・文化課)	3 箇所	1-3-1 河川改修の進捗率(神崎川・二重川・法目川・七次川)[道路課]	H31 年度値超	
	11-1 家庭や事業所における上水使用量(上下水道課)	86m3/人			
	11-2 公共施設雨水利用施設数(管財契約課)	2 施設			

第1節第4項 野生生物と共存・共生しよう（課題：「◇豊かな生態系の保護と、市民生活や事業活動に支障を与えないための適切な野生動植物管理」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.54 第4項 生き物の環境を守ろう 【個別環境施策】 (6) 生物多様性の確保 ○野生動植物の生息・生育場所の保全に努め、その重要性を啓発します。 ○市内に生息・生育する野生動植物の調査を実施します。 ○傷病動物の保護に努めます。 (7) 希少動植物の保護と管理 ○市内に生息・生育する希少な野生動植物を調査し、その個体や一群の保護・管理に努めます。 ○老木や巨木など希少な樹林・樹木を指定し保護します。 【実践行動】 (6) 生物多様性の確保 市の取り組み 1.市民や市民団体と協力し、野生動植物の生息・生育状況に関する調査を実施します。[環境課] (7) 希少動植物の保護と管理 市の取り組み 1.希少な野生動植物の生息・生育場所を保全するよう努めます。[環境課] 2.傷病動物の保護に努めます。[環境課] 3.希少な樹木などを指定し保護するとともに、所有者の協力を得て周辺環境を整備し、市民に希少な樹木などを紹介します。[環境課・文化課]	p.56 第4項 野生生物と共存・共生しよう 【市の施策】 (1) 生態系の保護 千葉県などと協力し、特定外来生物の根絶に努めるほか、市民や市民団体と協力し、水生生物の生息状況などの調査を行います。 また、農業における農薬・化学肥料の使用量削減などを啓発します。 (2) 野生生物の適切な管理 有害鳥獣や昆虫などによる生活被害や農業被害の抑制に努めるほか、空き地や遊休農地において、雑草の繁茂の防止など適正な管理を指導します。	◎課題の解決のための施策の方向性を記載。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等	
市民・市民団体	p.54 第 4 項 生き物の環境を守ろう 【実践行動】 (6) 生物多様性の確保 市民の取り組み 2.野生動植物を大切に見守るため、庭にエサとなるような樹木を植えるよう努めます。 3.野生動植物の生息・生育場所の保全に協力するよう努めます。 4.外来種の動植物を野外に放したり、種をまいたりしないように努めます。 市民団体の取り組み 7.野生動植物の生息・生育に関する調査に協力します。 8.自然観察会などを通じて、野生動植物の多様性について関心を高めます。 (7) 希少動植物の保護と管理 市民の取り組み 4.野生動植物はむやみに捕獲したり、採取したりしません。 5.指定された希少な樹林・樹木は、適切な維持・管理に努めます。		p.56 第 4 項 野生生物と共存・共生しよう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○野生生物のむやみな捕獲・採取はやめましょう。 ○外来生物を野に放したり、種をまいたりするのはやめましょう (特定外来生物の場合、これらの行為は犯罪となります)。 ○生態調査や自然観察会などを通じて、野生生物への関心を高めましょう。 ○住宅を点検し、有害鳥獣の建造物侵入・定住や危険なハチの営巣を防ぎましょう。 ○有害鳥獣を誘引しないよう、生ごみを適切に処理しましょう。		◎記述の整理・集約。 ◎エサ場づくりについては否定的な見方もあるため削除。 ◎生息・生育場所の保全は開発事業などに際しての事業者の配慮事項として集約。 ◎「指定された希少な樹林・樹木」は対象が不明確のため削除。 ◎有害鳥獣等の侵入・誘引防止対策を追加。	
	p.54 第 4 項 生き物の環境を守ろう 【実践行動】 (6) 生物多様性の確保 事業者の取り組み 5.野生動植物を大切に見守るため、事業所にエサとなるような樹木を植えるよう努めます。 6.野生動植物の生息・生育場所の保全に協力するよう努めます。 (7) 希少動植物の保護と管理 事業者の取り組み 6.野生動植物はむやみに捕獲したり、採取したりしません。 7.野生動植物の生息・生育場所に影響を与える恐れのある開発事業などは、あらかじめ調査し、影響を回避あるいは最小限に抑える対策を講じます。		p.56 第 4 項 野生生物と共存・共生しよう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○開発事業などにあたっては、野生生物の生息地の保全に配慮しましょう。 ○屋外照明や広告塔照明の設置にあたっては、生態系や農作物等への影響に十分配慮しましょう。 ○農薬や化学肥料使用量の削減に努めましょう。 ○社屋等を点検し、有害鳥獣の建造物侵入・定住や危険なハチの営巣を防ぎましょう。 ○有害鳥獣を誘引しないよう、食品や農産物残渣を適切に処理しましょう。		◎記述の整理・集約。 ◎エサ場づくりについては否定的な見方もあるため削除。 ◎むやみな捕獲・採取は市民・市民団体の配慮事項として集約 ◎光害や農薬等による影響への配慮を追加。 ◎有害鳥獣等の侵入・誘引防止対策を追加。	
	環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎より課題に則し、また実績値を継続的に取得可能な指標に変更。
		4-1 樹林・樹木指定数(環境課・文化課)	6 本	1-4-1 防除対象特定外来生物の発見種数[環境課]	3 種以下	
4-2 オオハクチョウの飛来数(環境課)		21 羽	1-4-2 野生生物による生活被害の報告件数[環境課]	H31 年度値未満		
4-3 オオタカの営巣箇所(環境課)		3 箇所	1-4-3 野生生物による農業被害面積[農政課]	H31 年度値未満		

第1節第5項 公園・緑地を増やし守ろう (課題:「◇公園・緑地の整備推進」、「◇市民グループや自治会との協働による維持管理の推進」)

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.50 第2項 緑の環境を創ろう 【個別環境施策】 (3) 緑の保全と創造 ○「白井市緑の基本計画」に基づき、緑をつくり育てるための施策や事業を計画的に進めます。 ○市民の緑化に対する意識の向上を図るため、緑化に関する情報を提供します。 ○市民の森の適切な維持管理を行うとともに、新たな緑の整備を進めます。 ○市民団体による緑化活動を支援します。 【実践行動】 (3) 緑の保全と創造 市の取り組み 1.緑地保全重点地区内の緑地について、適切な維持管理に努めます。[都市計画課] 2.緑化や環境美化に関する活動を開催し、緑化意識の啓発に努めます。[環境課・農政課] 3.市民の森の適切な維持・管理を行います。また、新たに緑の豊かな公園の整備を進めます。[都市計画課] 4.自治会や市民活動などと連携し、花いっぱい運動を進めます。[環境課] 5.市民や市民団体などと連携・協力し、緑の景観の保全に努めます。[都市計画課] p.56 第5項 自然と触れ合おう 【個別環境施策】 (8) 自然との触れ合いの場の確保 ○自然との触れ合い活動の拠点となる市民の森や公園などの整備や充実に努めます。 ○自然との触れ合いを通して自然の大切さを啓発します。 (9) 自然の中でのスポーツ・レクリエーションの振興 ○スポーツやレクリエーションを通して自然の大切さを啓発します。 【実践行動】 市の取り組み (8) 自然との触れ合いの場の確保 1.市民の森については、維持管理の充実に努めます。[都市計画課] 2.自然と触れ合えるような公園などを整備するとともに、維持管理の充実に努めます。[都市計画課] (9) 自然の中でのスポーツ・レクリエーションの振興 1.自然の中において、スポーツ活動・レクリエーション活動を開催します。また市民や事業者のスポーツ活動・レクリエーション活動を支援します。[生涯学習課] 2.市民が参加できるイベントや活動の情報を提供します。[生涯学習課]	p.58 第5項 公園・緑地を増やし守ろう 【市の施策】 (1) 公園・緑地の整備の推進 緑が不足している既成市街地における新たな都市公園や、「(仮称)谷田・清戸市民の森」などの整備を行います。 なお、都市計画の中での公園・緑地の整備方針については、都市・交通分野の基幹計画である「白井市都市マスタープラン」で示しています。 (2) 子育ての場としての公園や広場の機能整備 公園や広場におけるバリアフリー化や、事故防止及び防犯の視点から安全が保たれるような適切な維持管理などを通し、子育ての場として利用しやすい環境をつくります。 また、公園内の運動施設の適切な運用などを通して、スポーツやレクリエーションの振興に努めます。 (3) 市民グループや自治会との協働による公園・緑地管理の推進 市民の公園・緑地への愛着を深め、地域コミュニティ活動の推進を図るため、公園・緑地の日常管理の一部を受託していただける市民グループや自治会などの募集、育成、支援を行います。 (4) 市民によるみどりのネットワークづくりに対する支援 市民や市民団体などが自ら、道路沿いなどにおいて身近なみどりを育て、みどりのネットワークをつくる活動を支援します。	◎課題の解決及び、第5次総合計画前期基本計画の目標実現(子どもや若い世代が白井らしい豊かな暮らしを楽しめる環境を整えていくことと、市街地内外のみどりをチェーンのようにつなぎ、みどりが暮らしを豊かにする可能性を活かすこと)のための施策の方向性を記載。

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市民・市民団体	p.50 第2項 緑の環境を創ろう 【実践行動】 (3) 緑の保全と創造 市民の取り組み 6.公園や緑地などの緑を大切にします。 7.庭やベランダなどで花や樹木を育て、緑化に努めます。 8.緑化運動や緑の保全活動に積極的に参加するよう努めます。 市民団体の取り組み 12.緑化運動や緑の保全活動を積極的に行い、まちの緑化に協力します。 13.市民や市などと連携・協力し新たな緑の環境を創るとともに、適切な維持管理に努めます。 p.56 第5項 自然と触れ合おう (8) 自然との触れ合いの場の確保 市民の取り組み 3.自然と触れ合えるような市民の森や公園などを利用するよう努めます。 4.自然との触れ合いを学習するため、市民講座などに参加するよう努めます。 市民団体の取り組み 5.白井の環境について関心を高められるように、自然と触れ合える活動などを実施します。(新規) (9) 自然の中でのスポーツ・レクリエーションの振興 市民の取り組み 3.自然の中において、スポーツ活動・レクリエーション活動に参加するよう努めます。 市民団体の取り組み 5.自然観察会や自然体験学習会などの市民講座やイベントを開催します。	p.58 第5項 公園・緑地を増やし守ろう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○公園や緑地を積極的に利用し、自然と親しみましょう。 ○公園や緑地の植栽や設備を大切にしましょう。 ○身近な公園の維持管理に参加しましょう。 ○地域の緑化活動に積極的に参加しましょう。 ○庭やベランダ、壁面などの緑化及び適切な維持管理に努めましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎市民講座などの参加については、第4節第1項「環境について学ぼう」に集約。 ◎自然の中でのスポーツ・レクリエーションについては、「公園や緑地の積極的な利用」に包める。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
事業者	p.50 第2項 緑の環境を創ろう 【実践行動】 (3) 緑の保全と創造 事業者の取り組み 9.工場や事務所、商店などの敷地内で花や樹木を育て緑化に努めます。 10.緑化運動や緑の保全活動に積極的に参加するよう努めます。 11.緑地保全重点地区内の緑他の所有者(管理者)は、緑地の適切な維持管理に努めます。 p.56 第5項 自然と触れ合おう 【実践行動】 (9) 自然の中でのスポーツ・レクリエーションの振興 事業者の取り組み 4.自然の中において開催する市民講座やイベント、スポーツ・レクリエーション事業を奨励します。		p.58 第5項 公園・緑地を増やし守ろう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○開発事業などにあたっては、緑地の確保に努めましょう。 ○事業所内の緑化及び適切な維持管理に努めましょう。		◎記述の整理・集約。 ◎市民講座の奨励など、事業者の本来活動と直結した社会貢献活動については4節2項「環境保全活動に参加しよう」に集約。
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎より課題に則した指標に変更・集約。 ◎市民講座の開催などに関する指標は第4節第1項「環境について学ぼう」に集約。
	2-1 都市公園面積[都市計画課]	472,800 m ²	1-5-1 公園・緑地等の箇所数[都市計画課]	151 箇所	
	2-2 市域全体の緑被面積[都市計画課]	1,877 m ²	1-5-2 市民1人当たり都市公園面積[都市計画課]	10m ² /人	
	2-3 緑被率[都市計画課]	53%	1-5-3 市民グループや自治会との協働による維持管理を行っている公園の数[都市計画課]	H31 年度値超	
	2-4 公園数[都市計画課]	74 箇所			
	2-5 緑地数[都市計画課]	35 箇所			
	2-6 市民の森箇所数[都市計画課]	3 箇所			
	2-7 緑地保全協定(特別保全緑地)締結数[都市計画課]	5 件			
	5-1 イベント開催数(生涯学習課)	3 回			
	5-2 市民講座開催数(生涯学習課)	10 回			
	5-3 スポーツ・レクリエーション回数(生涯学習課)	15 回			

第2節第1項 大気汚染を減らそう（課題：「◇削減が進んでいない汚染物質を中心とした、国・県・他市町村などとの協力による排出削減」、「◇汚染物質の監視、注意喚起の迅速・確実な実施」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【個別環境施策】 (10) 大気汚染や野焼きの防止（部分） ○自動車交通に関する排出ガスの抑制対策を進めます。 ○地域の実情に応じ公共交通機関の利用を促します。 ○県と連携・協力し、工場・事業所における大気汚染物質に対する確認、指導を充実します。 ○野焼き防止のための啓発を行います。 【実践行動】 (10) 大気汚染や野焼きの防止（部分） 市の取り組み 1.公共交通機関の輸送力が向上するよう関係機関に要請し、自動車交通量の抑制に努めます。[環境課] 2.徒歩、自転車使用に便利で安全な歩道の整備に努めます。[道路課] 3.環境にやさしいアイドリングストップ運動を進めます。[各課・環境課] 4.低公害車の導入を率先して行い市民、事業者の低公害車への転換が進むよう情報の提供に努めます。[各課・環境課] 5.県や沿線自治体などと連携・協力しながら北総鉄道の利便性が向上するよう努めます。[企画政策課] 6.循環バスは、必要に応じて運行内容などを見直し、改善を進めます。[企画政策課] 7.市内の路線バスについては、運行ルートなどについてバス事業者に対し要望します。[企画政策課] 8.大気汚染の原因となる排出ガスを排出する工場・事業所に対し、確認、指導、啓発を行います。また、県と連携し有害化学物質の適正な使用と処理を指導します。[環境課] 9.大気質の測定・確認を継続します。[環境課] 10.渋滞を緩和し車両の排出ガスを削減するため、道路の拡幅や右折レーンなどの道路整備に努めます。[道路課]	p.60 第1項 大気汚染を減らそう 【市の施策】 (1) 国・県・他市町村などとの協力による大気汚染物質の排出削減 夏季における光化学スモッグの発生原因ともなる揮発性有機化合物（VOC）や、冬期に濃度が上昇しやすい二酸化窒素といった大気汚染物質の排出抑制のため、千葉県、首都圏9都県市または国などの主導する重点実施期間などに積極的に協力し、市民・事業者に向けた排出抑制の呼びかけに努めます。 また、低公害車の庁用車への積極的な導入、環境に配慮した自動車運転（エコドライブ）の実施、市施設における冬季の暖房使用の抑制などを通して、市の事務・事業に伴う大気汚染物質の排出抑制に努めます。 (2) 大気汚染物質の監視、必要な注意喚起の迅速・確実な実施 光化学スモッグ注意報（警報）の発令や PM2.5 注意喚起情報について、市民に確実に周知します。 また、市内にある白井七次台一般大気環境測定局において千葉県が常時測定している大気汚染物質の測定結果を把握・整理し、環境白書などで報告します。	◎課題の解決のための施策の方向性を記載。 ◎公共交通の利便性向上については総合計画及び関係分野の基幹・個別計画で取り組んでいくものとし、本項からは削除。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
市民・市民団体	p.58 第 6 項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (10) 大気汚染や野焼きの防止 (部分) 市民の取り組み 14.自動車の利用をできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関などを利用するよう努めます。 15.自動車については、アイドリングストップの実践や排出ガス、燃料消費を抑える走行など、環境に配慮して使用するよう努めます。 16.低公害車の購入、使用に努めます。 17.家庭ごみの自家焼却及び野焼きは行いません。		p.60 第 1 項 大気汚染を減らそう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○自動車の利用はできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関などの利用に努めましょう。 ○アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転 (エコドライブ) に努めましょう。 ○ごみの野焼きはやめましょう。		◎記述の整理・集約。
事業者	p.58 第 6 項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (10) 大気汚染や野焼きの防止 (部分) 事業者の取り組み 18.自動車については、アイドリングストップの実践や排出ガス、燃料消費を抑える走行など、環境に配慮して使用します。 19.車の購入や利用にはできるだけ低公害車の導入、使用に努めます。 20.共同輸配送など、物流の効率化に努めます。 21.事業活動に伴う大気汚染物質の排出や騒音・振動、悪臭・粉じんなどは環境基準や規制基準を遵守します。 23.事業活動に伴う野焼きは行いません。		p.60 第 1 項 大気汚染を減らそう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○事業活動に伴う大気汚染物質の排出基準を遵守しましょう。 ○事業活動に伴う粉じんが周囲に飛散しないよう適正に管理しましょう。 ○共同輸配送など、物流の効率化に努めましょう。 ○アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転 (エコドライブ) に努めましょう。 ○低公害車の積極的な導入に努めましょう。 ○有機溶剤を取り扱う工場・事業場、建築工事等における塗装作業などにおいては、揮発性有機化合物 (VOC) の放出抑制のため、保管容器のふた閉めの徹底や、低 VOC 製品の採用に努めましょう。 ○ごみの野焼きはやめましょう。 ○担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行いましょう。		◎記述の整理・集約。 ◎削減が進んでいない光化学オキシダントの発生抑制のため、VOC 発生抑制への配慮を追加。 ◎担当者選任等による日常の監視・測定等を追加。
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎2-1-1 目標値を現実的な数値に変更。 ◎2-1-2～3 監視対象として追加。 ◎2-1-4 指標の性質に照らして目標値を削除。
	6-1 光化学オキシダントの基準超過日数 (環境課)	38 日	2-1-1 光化学オキシダント濃度 (昼間の 1 時間値) が環境基準を超えた日数 [環境課]	89 日未満	
	6-2 市内の光化学スモッグ注意報発令件数 (環境課)	1 件	2-1-2 大気中二酸化窒素濃度 (日平均の年間 98% 値) [環境課]	0.06ppm 以下	
	6-3 北総線 2 駅 (白井駅・西白井駅) の利用者人数 (企画政策課)	15,000 人/日	2-1-3 大気中浮遊粒子状物質濃度 (日平均の 2% 除外値) [環境課]	0.1mg/m3 以下	
	6-4 市循環バス利用者数 (企画政策課)	159,000 人/年	2-1-4 光化学スモッグ注意報 (警報) 発令数 [環境課]	-	

第2節第2項 騒音・振動、悪臭を減らそう（課題：「◇工場・作業場、建設工事、道路（通行車両）などからの騒音・振動の防止」、「◇事業活動、浄化槽排水などからの悪臭防止」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【個別環境施策】 (11) 騒音・振動の防止 ○自動車交通に関する騒音・振動の防止対策を進めます。 ○工場・事業所・建設作業における騒音・振動に対する確認、指導を充実します。 ○営業騒音や近隣生活騒音の防止に係る指導を行います。 ○騒音・振動・交通量調査を行い、実態の把握に努めます。 【実践行動】 (11) 騒音・振動の防止 市の取り組み 1.騒音・振動を発生させる工場・事業所、建設作業などに対し、確認、指導、啓発を行います。[環境課] 2.市民に対して、近隣生活騒音の確認、指導、啓発を行います。[環境課] 3.騒音・振動を抑制するため、舗装などの道路整備に努めます。[道路課] 4.主要道路における交通量調査と騒音・振動調査を行います。[環境課]	p.62 第2項 騒音・振動、悪臭を減らそう 【市の施策】 (1) 工場・作業場、建設工事、道路などからの騒音・振動の防止 騒音・振動規制法及び白井市公害防止条例に基づき、建設作業や騒音・振動を発生させる施設に対する事前審査を厳正に行うとともに、騒音・振動を発生させている工場・作業場、建設作業などに対する確認、指導、啓発を行います。 また、道路を走行する自動車による騒音・振動を抑制するため、道路の計画的な維持補修を行うほか、主要道路における騒音調査を行います。	◎課題の解決のための方向性を記載。
	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【個別環境施策】 (12) 悪臭の防止 ○工場・事業所における悪臭・粉じんの防止対策を進めます。 ○家庭生活における悪臭の防止対策を進めます。 ○農業、畜産関係による堆肥や畜舎の適正管理を指導します。 【実践行動】 (12) 悪臭の防止 市の取り組み 1.悪臭・粉じんを発生させる工場・事業所、建設作業に対し、確認、指導、啓発を行います。[環境課] 2.悪臭発生源とならないよう農業、畜産関係による堆肥、畜舎などの適正な管理を指導します。[農政課]	p.62 第2項 騒音・振動、悪臭を減らそう 【市の施策】 (2) 事業活動、浄化槽排水などからの悪臭の防止 悪臭を発生させている、または発生させるおそれがある工場・事業所、農畜産関係に係る堆肥・畜舎、建設作業などに対し、確認、指導、啓発を行います。 また、浄化槽使用者に対し、適正管理についての周知啓発を行います。	

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市民・市民団体	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (11) 騒音・振動の防止 市民の取り組み 5.不必要なクラクションや空ぶかしなどによる騒音を発生しないよう努めます。 6.家庭でのテレビやステレオ、楽器の音量などに気を付け、生活騒音を発生しないよう努めます。	p.62 第2項 騒音・振動、悪臭を減らそう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体(部分) ○テレビ、音響機器、楽器の音量やペットの鳴き声などに注意し、生活騒音を発生しないよう努めましょう。 ○自動車を運転するときは、不必要なクラクションや空ぶかしなどを避けましょう。	◎ペットの鳴き声への配慮を追加。 ◎野焼きへの配慮を追加。
	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (12) 悪臭の防止 市民の取り組み 3.近隣への迷惑な悪臭は発生しないよう努めます。	p.62 第2項 騒音・振動、悪臭を減らそう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体(部分) ○ごみの野焼きはやめましょう。(再掲)	
事業者	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (11) 騒音・振動の防止 事業者の取り組み 7.不必要なクラクションや空ぶかしなどによる騒音の発生を抑制します。	p.62 第2項 騒音・振動、悪臭を減らそう 【環境配慮事項】 (2) 事業者(部分) ○事業活動に伴う騒音・振動、悪臭の規制基準を遵守しましょう。 ○設備や機器の導入にあたっては低騒音型にするよう努めましょう。 ○営農機具は騒音に配慮したものを選び、時間帯に注意して使用しましょう。 ○駐車場の設置にあたっては、周辺に及ぼす騒音の影響が最小限になるよう位置や構造等に配慮しましょう。 ○駐車場においては、車両の不必要なクラクションや空ぶかしを禁止しましょう。 ○運送車両への過積載をやめましょう。 ○担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行いましょう。(再掲)	◎設備機器の導入・駐車場設置・貨物積載に当たっての配慮、担当者の専任などによる日常の監視・測定、野焼きなどへの配慮を追加。
	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (12) 悪臭の防止 事業者の取り組み 4.悪臭発生源とならないよう農業、畜産関係による堆肥、畜舎などについて、適正に管理します。	p.62 第2項 騒音・振動、悪臭を減らそう 【環境配慮事項】 (2) 事業者(部分) ○事業活動に伴う騒音・振動、悪臭の規制基準を遵守しましょう。(再掲) ○ごみの野焼きはやめましょう。(再掲) ○堆肥や家畜の適正な管理に努めましょう。 ○担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行いましょう。(再掲)	

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎より課題に則した指標に変更。 ◎公害苦情の全件数は第2節第5項「公害対策に市民の声を生かそう」に集約。
	6-5 道路に関する苦情件数(道路課)	10 件	2-2-1 騒音・振動に関する苦情件数[環境課]	H31 年度値 未満	
	6-6 公害苦情件数など(環境課)	100 件/年	2-2-2 悪臭に関する苦情件数[環境課]	11 件以下	

第2節第3項 水質を改善しよう（課題:「◇下手賀沼や神崎川を中心に、県や他市町村などとの協力による水質浄化の推進」、「◇地下水汚染の調査・浄化対策の継続」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.62 第7項 河川や地下水などの水を改善しよう 【個別環境施策】 (13) 水質汚濁の防止 ○公共下水道の整備を進めるとともに合併処理浄化槽の普及を促します。 ○河川や水路の水質浄化対策を進めるとともに、水質検査を継続的に実施します。 ○工場・事業所の排水に対する確認、指導を充実します。 ○河川や水路の水質浄化意識を啓発します。 【実践行動】 (13) 水質汚濁の防止 市の取り組み 1.公共下水道の整備区域において、公共下水道の整備を進めます。[上下水道課] 2.高度処理型の合併処理浄化槽の設置、普及を促すため、設置に関する補助事業を進めます。また、浄化槽を適正に維持管理していくよう意識を啓発します。[上下水道課] 3.単独処理浄化槽から高度処理型の合併処理浄化槽への転換を促すため、転換に関する補助事業を進めます。[上下水道課] 4.水質浄化対策を推進するために、水質浄化意識を啓発します。[環境課] 5.河川や水路の水質検査を継続的に実施します。[環境課] 6.市民や事業者に対して、河川水の大切さを啓発します。[環境課]	p.64 第3項 水質を改善しよう 【市の施策】 (1) 河川・湖沼の水質改善 「白井市生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道の整備及び接続の促進、高度処理型合併処理浄化槽の設置や転換の促進、浄化槽使用者に対する適正管理の周知啓発などに努め、汚水処理率の向上を図ります。 また、千葉県及び流域市町村などで構成する印旛沼水質保全協議会、手賀沼水環境保全協議会などの事業を通して、流域全体での水質改善の取り組みを推進します。 なお、都市計画の中での公共下水道の整備方針については、都市・交通分野の基幹計画である「白井市都市マスタープラン」で示しています。	◎課題の解決のための施策の方向性を記載。
	p.62 第7項 河川や地下水などの水を改善しよう 【個別環境施策】 (14) 土壌・地下水汚染の防止 ○工場・事業所からの有害物質に対する確認、指導を充実します。 ○農業や化学肥料などの減量を実施した環境保全型農業への転換を進めます。 ○地下水汚染の原因調査や有害物質除去対策を進めます。 ○地下水を保全するための意識を啓発します。 【実践行動】 (14) 土壌・地下水汚染の防止 市の取り組み 1.県などと連携・協力し、工業排水や有害物質の地下浸透に対する確認・指導を行います。[環境課] 2.土砂などの埋立てによる土壌の汚染や災害の未然防止の指導を行います。[環境課] 3.地下水の水質調査や汚染源調査などによる地下水の汚染状況を継続的に把握し、県や関係者と連携・協力し効果的な浄化対策を進めます。[環境課] 4.市民や事業者に対して、地下水の大切さを啓発します。[環境課]	p.64 第3項 水質を改善しよう 【市の施策】 (2) 地下水汚染の調査及び浄化対策 千葉県及び関係者の協力のもと地下水の汚染状況及び原因の調査を継続的に実施し、効果的な浄化対策を検討します。 また、土砂などの埋立てに対しては条例に基づく厳正な審査・指導を行い、土壌・地下水汚染の防止を図るとともに、地下水の涵養のため、公共施設における雨水浸透施設の設置や市道（歩道）の透水性舗装などを行います。	

	p.74 第 11 項 水循環を確保しよう 【個別環境施策】 (24) 雨水の利用と浸透の促進 (再掲) ○雨水の地下浸透を進めるため、樹林地や農地などの保全に努めます。 ○家庭や事業所における節水対策や雨水の有効利用を進めます。 ○公共施設において、透水性舗装など雨水の地下浸透を進めます。 ○自然の中にある湧水とそのかん養域を保全します。 ○地下水位の監視や揚水量の監視・指導を行います。 【実践行動】 (24) 雨水の利用と浸透の促進 市の取り組み 1.節水や雨水の有効活用、また雨水の地下浸透の意識啓発や情報提供を行います。[環境課] 2.公共用地において雨水貯留施設を設け雨水の有効活用に努めます。[管財契約課・教育総務課] 3.公共施設において、透水性舗装(歩道)など雨水の地下浸透に努めます。[管財契約課・教育総務課] 4.開発事業において、雨水浸透施設や雨水貯留施設の設置指導を行います。[都市計画課] 5.湧水とそのかん養域を調査し保全に努めます。[環境課] 6.地下水位の監視や地下水を多量に使用する事業所などの揚水量の監視・指導を行います。[環境課] 7.上水道の節水に向けた意識啓発を行います。[上下水道課]		
市民・市民団体	p.62 第 7 項 河川や地下水などの水を改善しよう 【実践行動】 (13) 水質汚濁の防止 市民の取り組み 7.公共下水道の整備区域においては、公共下水道に接続します。 8.公共下水道の未整備区域においては、高度処理型の合併処理浄化槽の設置に努めるとともに、適正な維持管理を行います。 9.公共下水道の未整備区域においては、単独処理浄化槽から高度処理型の合併処理浄化槽への転換に努めます。 10.食べ残しや油類などを直接排水施設に流さないようにするため、食器の汚れはふき取った後に洗うように努めます。また、洗剤は適量を使用するなど、日常から汚水を排水施設に流さないよう努めます。	p.64 第 3 項 水質を改善しよう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 (部分) ○公共下水道の整備区域では、公共下水道に接続しましょう。 ○公共下水道の未整備区域では、高度処理型合併処理浄化槽の設置や、単独処理浄化槽からの転換に努めましょう。 ○浄化槽は適正に維持管理しましょう。 ○排水口ネットの使用や洗剤の適量使用など、生活排水の汚れを減らすよう心がけましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎節水・雨水貯留に係る取り組みは課題または施策と直接関係しないため削除。
	p.74 第 11 項 水循環を確保しよう 【実践行動】 (24) 雨水の利用と浸透の促進 (再掲) 市民の取り組み 8.節水コマや節水型トイレなどの導入や風呂の残り水を洗濯に利用するなど日常生活で節水に心がけます。 9.使用済単独処理浄化槽を雨水貯留槽に転換するなど雨水の貯留に努めます。 10.雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水を有効に活用するよう努めます。 11.雨水浸透枳の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。	p.64 第 3 項 水質を改善しよう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 (部分) ○雨水浸透枳の設置などにより、雨水の地下浸透に努めましょう。(再掲)	

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
事業者	p.62 第 7 項 河川や地下水などの水を改善しよう 【実践行動】 (13) 水質汚濁の防止 事業者の取り組み 11.公共下水道の整備区域においては、公共下水道に接続します。 12.浄化槽をはじめとする排水処理施設の適正な維持管理をします。 13.法令で規制されている有害化学物質などを含む事業排水は排出の規制基準を遵守します。また、さらに排水が浄化できるよう処理施設の向上に努めます。	p.64 第 3 項 水質を改善しよう 【環境配慮事項】 (2) 事業者(部分) ○公共下水道の整備区域では、公共下水道に接続しましょう。 ○排水処理施設の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めましょう。 ○排水処理施設は適正に維持管理しましょう。 ○有害化学物質などを含む事業排水は法令で定められた排出基準を遵守しましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎節水・雨水貯留に係る取り組みは課題または施策と直接関係しないため削除。
	p.62 第 7 項 河川や地下水などの水を改善しよう 【実践行動】 (14) 土壌・地下水汚染の防止 事業者の取り組み 5.農薬や化学肥料については、適正に使用します。 6.有害化学物質については法令を遵守し、適正な管理・処理を行います。	p.64 第 3 項 水質を改善しよう 【環境配慮事項】 (2) 事業者(部分) ○農薬や化学肥料使用量の削減に努めましょう。(再掲) ○雨水浸透枳の設置や透水性舗装などにより、雨水の地下浸透に努めましょう。(再掲)	
	p.74 第 11 項 水循環を確保しよう 【実践行動】 (24) 雨水の利用と浸透の促進 (再掲) 事業者の取り組み 12.節水型機器を導入するなど節水に心がけます。 13.排水をトイレ洗浄水などの雑用水として利用できるよう排水の高度処理を検討します。 14.雨水を貯留し、庭木や鉢花に散水するなど雨水を有効に活用するよう努めます。 15.雨水浸透枳の設置などにより、雨水の地下浸透に努めます。 16.道路を舗装する場合は透水性舗装の導入を検討します。		

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎2-3-1～3 二重川については神崎川の支流であるとともに、環境基準が設定されていないため削除。 ◎2-3-4 汚水処理に関しては、包括的な指標に 1 本化。 ◎2-3-5 より課題に則した指標に変更。
	7-1 神崎川 BOD 年平均值(環境課)	2mg/l	2-3-1 下手賀沼(中央)の COD 年平均值[環境課]	5mg/l 以下	
	7-2 二重川 BOD 年平均值(環境課)	1mg/l	2-3-2 神崎川(鎌倉橋・所沢橋)の BOD 年平均值[環境課]	2mg/l 以下	
	7-3 金山落 BOD 編平均值(環境課)	1mg/l	2-3-3 金山落(名内橋)の BOD 年平均值[環境課]	3mg/l 以下	
	7-4 下手賀沼 COD 年平均值(環境課)	4mg/l	2-3-4 公共下水道及び合併処理浄化槽による汚水処理人口普及率[上下水道課]	96.9%	
	7-5 異常水質発生件数(環境課)	1 件	2-3-5 地下水質調査において環境基準を超えている水質項目がある井戸数の割合[環境課]	H31 年度値未満	
	7-6 公共下水道処理人口(上下水道課)	56,972 人			
	7-7 公共下水道普及率(上下水道課)	86.6%			
	7-8 合併浄化槽処理人口(上下水道課)	5,828 人			
	7-9 合併浄化槽普及率(上下水道課)	8.9%			
	7-10 地下水汚染浄化対策実施箇所数(環境課)	1 箇所			
	7-11 地下水位(環境課)	代表 TP+14.96m			

第2節第4項 有害化学物質による被害を防ごう (課題:「◇有害化学物質に対する継続的な監視」)

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
市	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【個別環境施策】 (10) 大気汚染や野焼きの防止(部分) ○ダイオキシン類など大気質の測定や確認を継続します。 ○健康被害を防止するためアスベスト対策に取り組みます。 ○野焼き防止のための啓発を行います。(再掲) 【実践行動】 (10) 大気汚染や野焼きの防止(部分) 市の取り組み 13.健康被害を防止するため、アスベスト対策に取り組みます。[都市計画課]		【市の施策】 (1) 有害化学物質の調査及び情報収集 大気中のダイオキシン濃度を継続的に測定し、結果を公表します。 また、有害化学物質に関する国・県などの測定データや最新情報の把握・整理に努めます。 (2) 有害化学物質の飛散・放出防止 建築物の解体時などのアスベストの飛散防止のため、建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査や除去に対する支援を行います。 また、野焼きの防止や、農業における農薬・化学肥料使用量の削減などについて周知啓発を行い、有害化学物質の飛散・放出の防止に努めます。		◎課題の解決のための施策の方向性を記載。
市民・市民団体	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (10) 大気汚染や野焼きの防止(部分) 市民の取り組み 17.家庭ごみの自家焼却及び野焼きは行いません。(再掲)		p.66 第4項 有害化学物質による被害を防ごう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○ごみの野焼きはやめましょう。(再掲)		◎記述の整理・集約。
事業者	p.58 第6項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (10) 大気汚染や野焼きの防止(部分) 事業者の取り組み 22.事業活動に使用する有害化学物質は適正に使用後・処理します。 23.事業活動に伴う野焼きは行いません。(再掲)		p.66 第4項 有害化学物質による被害を防ごう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○建物などの解体に際しては、アスベストの使用状況調査、作業届出、飛散防止対策などを法令に従い適正に行いましょう。 ○有害化学物質などを含む事業排水は法令で定められた排出基準を遵守しましょう。(再掲) ○農薬や化学肥料使用量の削減に努めましょう。(再掲) ○ごみの野焼きはやめましょう。(再掲) ○担当者を選任するなどし、日常の監視や定期的な測定等、適正な維持管理を行いましょう。(再掲)		◎建物解体時等のアスベスト対策、農薬・化学肥料の削減、担当者選任などにより日常の監視・測定を追加。
指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎課題に対応した指標の新規設定。
	－		2-4-1 大気中のダイオキシン濃度[環境課]	0.6pg-TEQ/m3 未満	

第2節第5項 公害対策に市民の声を生かそう（課題:「◇苦情が増えている大気や騒音・振動に関する公害対策への重点的な取り組み」）

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
市	-		p.67 第5項 公害対策に市民の声を生かそう 【市の施策】 (1) 公害苦情の原因・背景等の分析 近年苦情件数が増えている大気汚染や騒音・振動を中心に苦情の原因や背景を分析し、個別の対策に活かします。		◎課題の解決のための施策の方向性を記載。
市民・市民団体	-		-		◎市民の声に対する市の対応を論じる項であるため設定しない。
事業者	-		-		◎市民の声に対する市の対応を論じる項であるため設定しない。
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎課題に対応した指標及び目標値の設定。
	-		2-5-1 市に寄せられた公害苦情件数(全体)[環境課]	H31 年度値未満	
			2-5-2 大気に関する苦情件数[環境課]	H31 年度値未満	
			2-5-3 騒音・振動に関する苦情件数[環境課](再掲)	H31 年度値未満	
			2-5-4 悪臭に関する苦情件数[環境課](再掲)	11 件以下	
			2-5-5 水質汚濁に関する苦情件数[環境課]	5 件以下	
			2-5-6 その他の苦情件数[環境課]	20 件以下	

資料 3-1 28 ページ 【差替え】

第 2 節第 6 項 放射線を正しく知ろう（課題:「◇外部被ばく・内部被ばくについての市民の不安払拭」）

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
市	－		p.68 第 6 項 放射線を正しく知ろう 【市の施策】 (1) 放射線の測定及び除染作業 当面の間、公共施設における空間放射線量率などの測定を継続するとともに、国・県などの測定データを把握・整理し、市ホームページなどで公表します。 また、必要に応じて局所的な除染作業を行います。 (2) 健康への影響を中心とした最新知見・情報の収集及び提供 甲状腺疾患などの中長期的な健康不安に適切に対応できるよう、引き続き最新の知見・情報の収集及び提供に努めるとともに、国の動向及び福島県において行われている県民健康調査の結果などを注視し、状況に応じ必要な対策を講じていきます。		◎課題の解決のための施策の方向性を記載。
市民・市民団体	－		p.68 第 6 項 放射線を正しく知ろう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○放射線やその健康影響に関する正確な知識の修得に努めましょう。		◎課題に対応した配慮事項の新規設定。
事業者	－		p.68 第 6 項 放射線を正しく知ろう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○事業所内の空間放射線量率を測定し従業員に結果を周知するなど、職場での安心確保に努めましょう。		◎課題に対応した配慮事項の新規設定。
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	
	－		市民の不安払拭の程度を量的に説明するデータの取得は困難であり、本項では環境指標を設定しません。		

第2節第7項 景観や文化財を守ろう（課題：「◇地域特性を活かし調和のとれた景観形成」、「◇文化財保護の着実な実施」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.64 第8項 美しく安心して住める環境を守ろう 【個別環境施策】 (16) 良好なまちづくりへの誘導 ○「白井市景観基本計画」や「白井市景観条例」を制定し、地域の特性を生かした景観形成を進めます。 ○まちづくり条例に基づいて、地域特性に即したまちづくりを進めます。 (17) 環境や安全に配慮した都市基盤の整備 ○適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、地区計画区域内における建築制限に基づいて、都市整備を進めます。 ○良好な住環境を確保するため、建築協定を進めます。 ○地区要望などに基づいて計画的に防犯灯を設置し、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めます。 (18) 適正な土地利用などへの誘導 ○事務処理市となることで開発許可権限を取得し、市独自の開発指導を行います。 ○都市マスタープランの見直しなどを通じて、周辺環境に配慮した良好な住環境の形成を目指します。 ○土地利用の構想、計画、工事の各段階で環境に配慮するよう指導します。 ○環境に影響を与える恐れのある開発事業などは、あらかじめ調査をし、対策に努めます。 【実践行動】 (16) 良好なまちづくりへの誘導 市の取り組み 1.白井市にふさわしい、良好な都市景観や田園景観の形成を図るため、景観基本計画や景観に関する条例を制定します。[都市計画課] 2.良好なまちづくりを進めるため、まちづくり条例に基づく地区住民を主体とする「地区まちづくり協議会」の組織づくりに努めます。[都市計画課] (17) 環境や安全に配慮した都市基盤の整備 市の取り組み 1.地区レベルの都市計画として地区計画の策定に努めます。[都市計画課] 2.地区計画区域内における建築物の制限に関する条例に基づき、建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保します。[都市計画課] 3.緑陰を提供できるような街路樹の維持管理に努めます。[道路課・都市計画課] 4.まちづくり条例に基づく開発事業については、環境配慮書により適正な指導を行います。[環境課] 5.交通安全や防犯に関する講習会を実施します。[市民安全課] 6.無秩序な駐車を無くすよう、広報紙やホームページなどを活用し、交通ルールやマナーに関する啓発活動を進めます。[市民安全課] 7.地域の防犯指導員などの育成を進めるとともに、地域の防犯活動を支援します。[市民安全課] 8.犯罪の起こりにくい環境をつくるため、防犯灯の設置や市内の巡回を行います。[市民安全課] 9.「地域防災計画」及び「避難・救援対応マニュアル」に基づき、市民の防災意識の高揚を図るための啓発活動や避難訓練などを実施します。[市民安全課] (18) 適正な土地利用などへの誘導 市の取り組み 1.都市マスタープランに基づく計画的な土地利用を進めます。[都市計画課] 2.土地利用の計画、工事の各段階で環境に配慮するよう指導します。[環境課・都市計画課]	p.70 第7項 景観や文化財を守ろう 【市の施策】 (1) 市街地と田園集落のそれぞれの個性を活かした、白井らしさを感じられる景観の形成 ゆとりがあり調和のとれた都市景観の形成を目指し、地区計画の策定や都市景観条例の導入などを推進し、計画的な景観誘導を図ります。 また、地域文化とともに培われてきた田園集落景観の保全のため、市民の自然・田園風景に対する意識の醸成や、市民の主体的な活動に対する支援を推進します。 なお、都市計画の中での都市景観の形成方針については、都市・交通分野の基幹計画である「白井市都市マスタープラン」で示しています。	◎課題の解決及び、第5次総合計画前期基本計画の目標実現（戦略の一つである『ゆとりある暮らしを支えるまちづくり』において、みどりの中にある文化資源を活かし、若い世代も含めて白井市の魅力を感じることが出来るゆとりある暮らしの実現を目指す）のための施策の方向性を記載。

	p.68 第9項 郷土の歴史や文化を生かそう 【個別環境施策】 (20) 歴史的・文化的環境の保全 ○歴史的・伝統的文化や生活文化とこれらを取りまく自然環境との関わりについて情報提供し、郷土の歴史・文化と環境保全の意識を高めます。 ○歴史的・伝統的文化や生活文化とこれらを取りまく自然環境を保全し、将来に受け継ぐとともに積極的に生かします。 【実践行動】 (20) 歴史的・文化的環境の保全 市の取り組み 1.指定文化財や歴史的な建造物など各種文化財と、これらを取りまく自然環境の適切な保全と活用を進めます。[文化課] 2.地域の環境にはぐくまれた各種文化財を調査・収集します。またこれらの情報を提供します。[文化課] 3.郷土の歴史や文化、これらを取りまく自然環境を学ぶことができる市民講座を開催します。[文化課]	p.70 第7項 景観や文化財を守ろう 【市の施策】 (2) みどりの中にある文化財の保護及び魅力ある資源としての活用 若い世代も含めた多くの市民が、みどりやその中にある歴史・文化の魅力を発見できるよう、文化財の着実な調査や保護と合わせて、市民講座の開催、散策コースの設定やそれを活用したイベントの開催、子ども向けの文化財解説シートの作成・配布などを通し多様な機会を提供していきます。	
市民・市民団体	p.64 第8項 美しく安心して住める環境を守ろう 【実践行動】 (17) 環境や安全に配慮した都市基盤の整備 市民の取り組み 10.交通ルールや交通マナーを守ります。 11.交通安全や防犯に関する講習会などに積極的に参加します。 12.防犯パトロールなどの防犯活動に積極的に参加します。 13.防災訓練や自主防災組織などに積極的に参加します。	p.70 第7項 景観や文化財を守ろう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体(部分) ○建築物の新改築においては、周囲の景観との調和に配慮しましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎交通安全、防犯、防災に係る取り組みは本項の課題または施策と直接関係しないため削除し、景観に係る配慮事項を追加。
	p.68 第9項 郷土の歴史や文化を生かそう 【実践行動】 (20) 歴史的・文化的環境の保全 市民の取り組み 4.指定文化財や地域の歴史・文化に関心をもち保全に努めます。またこれらを取りまく自然環境を大切にします。 5.地域の年中行事や伝統芸能、文化活動に積極的に参加し、次世代に受け継ぎます。 6.地域の生活文化や慣習について日常生活を通して次世代に受け継ぐよう心がけます。 市民団体の取り組み 9.地域の年中行事や伝統芸能、文化活動の保存・管理に努めます。 10.指定文化財や地域の歴史・文化などを市民に紹介し、白井の魅力を広めます。	p.70 第7項 景観や文化財を守ろう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体(部分) ○指定文化財やそれを取りまく自然環境に関心を持ち大切にするとともに、市内外に積極的に紹介し白井の魅力を広めましょう。 ○地域の年中行事や伝統芸能、文化活動などの保存に努めましょう。	

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
事業者	p.64 第 8 項 美しく安心して住める環境を守ろう 【実践行動】 (17) 環境や安全に配慮した都市基盤の整備 事業者の取り組み 14.建築物の新築、改築、開発事業などにおいて、周辺の環境対策や近隣住民の意見を考慮し、周辺環境への配慮に努めます。 15.交通機関において、地域の実情に応じた運行に配慮します。 16.貨物車両など大型車の走行は、交通安全に配慮した走行ルートを選定します。 17.交通安全に関する社内研修を行うよう努めます。 18.地域の一員として交通安全活動や防犯活動、防災活動に協力します。 (18) 適正な土地利用などへの誘導 事業者の取り組み 3.近隣住民に影響を与える恐れのある開発行為に関しては、影響を回避あるいは最小限に抑えるよう努めます。		p.70 第 7 項 景観や文化財を守ろう 【環境配慮事項】 (2) 事業者(部分) ○建築物の新改築や開発事業においては、周囲の景観との調和に配慮しましょう。 ○屋外照明や広告塔照明の設置にあたっては、住宅街、学校、病院などに接しないよう十分配慮しましょう。		◎記述の整理・集約。 ◎交通安全、防犯、防災に係る取り組みは本項の課題または施策と直接関係しないため削除。 ◎光害に係る配慮事項を追加。
	p.68 第 9 項 郷土の歴史や文化を生かそう 【実践行動】 (20) 歴史的・文化的環境の保全 事業者の取り組み 7.開発事業の際は、文化財や保存樹木・樹林に限らず、地域に親しまれている歴史的・文化的資源の保全に努めます。 8.指定文化財の周辺で施設などを建設する際は、外観など周囲と調和するよう努めます。		p.70 第 7 項 景観や文化財を守ろう 【環境配慮事項】 (2) 事業者(部分) ○開発事業などにあたっては、文化財の適切な保護を図りましょう。		
環境指標	環境指標		H32 目標値		◎より課題に則した指標に整理・集約。
	8-3 花いっぱい運動参加団体数(環境課)		65 団体		
	8-4 地区計画の策定数[都市計画課]		16 地区		
	9-1 史跡や名所、自然を巡る散策コースの設定数(文化課)		22 コース		
	9-2 文化財の保護・理解に関する講座数(文化課)		23 回		
	9-3 指定文化財説明看板・案内・誘導看板の設置数(文化課)		22 基		
		環境指標		H32 目標値	
		2-7-1 地区計画の策定数[都市計画課]		16 地区	
		2-7-2 国・県・市指定文化財合計数[文化課]		45 点	

第2節第8項 不法投棄や野焼きをなくそう（課題：「◇不法投棄の未然防止」、「◇ごみの野焼きに対するきめ細かい対応」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.64 第8項 美しく安心して住める環境を守ろう 【個別環境施策】 (15) まちの環境美化 ○白井市まちをきれいにする条例の内容を市民や事業者などへ周知し、さらに啓発活動を行います。 ○市民・事業者・市が一体となった環境美化活動を実施するとともに、環境美化の意識を啓発します。 ○たばこやペットのフンなど、ごみが捨てられない環境づくりを進めます。 ○市街地における空き地の適正管理を指導します。 ○まちの景観を損なうとともに、歩行者の通行妨害になることから、放置自転車対策を進めます。 (19) 不法投棄の未然防止 ○不法投棄防止のため、啓発や監視パトロールを充実します。また、投棄物の速やかな撤去に努めます。 ○産業廃棄物の不法投棄について、県や隣接市など関係機関と連携し、監視を強化します。 【実践行動】 (15) まちの環境美化 市の取り組み 1.ゴミゼロ運動や花いっぱい運動を継続し、環境美化に関する意識の啓発に努めます。[環境課] 2.駅前などポイ捨て禁止重点区域の制定について、検討します。[環境課] 3.ペットの飼育マナー向上のための講座を開催するなど、マナー向上を呼びかけ、フン害を抑制します。[環境課] 4.空き地において、草刈りなどによる適切な管理の指導を行います。[環境課] 5.散乱防止ネットの貸出や生活環境指導員の委嘱などにより、ごみ集積所の美化を支援します。 また、地区の実情に応じたごみ集積所のあり方について、指導・助言します。[環境課] 6.自転車の適正な駐輪を呼びかけ、放置自転車については撤去します。[市民安全課] (19) 不法投棄の未然防止 市の取り組み 1.ごみの不法投棄の監視を行います。また、公共用地において早期回収に努めます。[環境課] 2.不法投棄防止のため、生活環境指導員による監視や不法投棄監視パトロールを行います。[環境課] 3.広報紙やホームページなどにより、不法投棄防止のための啓発を行い、市民や市民団体などの協力を得ながら、監視を充実します。[環境課] 4.産業廃棄物の不法投棄について、県や警察及び隣接自治体などの関係機関と連携・協力して、監視・指導を行います。[環境課]	p.72 第8項 不法投棄や野焼きをなくそう 【市の施策】 (1) 不法投棄をされない環境づくり 市によるパトロール、監視カメラの設置・運用及び生活環境指導員による監視などを通して不法投棄の防止及び早期発見に努めるほか、広報紙やホームページなどにより、ごみや吸い殻のポイ捨て防止及びペットのフン害防止なども含めた周知啓発を行います。 また、公共用地への不法投棄が行われた場合は速やかに回収し投棄の拡大を防止するとともに、警察などの関係機関と連携し行為者の特定に努めます。民有地への不法投棄に対しては、土地所有者などに対し、再発防止対策などの助言を行います。	◎ 課題の解決のための施策の方向性を記載。
	p.58 第6項 すすがしい空気や静けさを守ろう 【個別環境施策】 (10) 大気汚染や野焼きの防止（部分） ○野焼き防止のための啓発を行います。（再掲） 【実践行動】 (10) 大気汚染や野焼きの防止（部分） 市の取り組み 11.広報紙やホームページなどにより、野焼き防止のための啓発を行い、市民や市民団体などの協力を得ながら、監視を充実します。[環境課]（再掲） 12.県や警察及び隣接市などの関係機関と連携・協力して、野焼きに対する監視・指導を行います。[環境課]（再掲）	p.72 第8項 不法投棄や野焼きをなくそう 【市の施策】 (2) 野焼きに対するきめ細かい対応 ごみの野焼きの苦情があったときは現場の状況を確認し、行為者などに事情を聴取したうえで、中止などの指導を行います。 また、広報紙やホームページなどにより野焼き防止のための周知啓発を行うとともに、野焼きに対する監視・指導のため、消防、警察、隣接市など関係機関との連携・協力及び情報共有に努めます。	

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市民・市民団体	p.64 第 8 項 美しく安心して住める環境を守ろう 【実践行動】 (15) まちの環境美化 市民の取り組み 7.市民団体や市などが行う緑化活動や花の植栽活動、環境美化活動、清掃活動に積極的に参加するよう努めます。 8.土地所有者（管理者）は、草刈りを実施するなど所有地の適切な管理を行い、ごみを捨てられないよう努めます。 9.空き缶やタバコなどのポイ捨てはしません。 10.ペットの飼育マナーを向上するため、マナー講座や研修会に参加するよう努めます。 11.使用しているごみ集積所の美化に努めます。 12.自転車は、適正な場所に駐輪するとともに放置しません。 市民団体の取り組み 15.駅前広場や公園、道路沿道などの緑化や花の植栽活動を積極的に行います。 16.駅前広場や公園、道路沿道などの清掃活動を継続的に行います。 (19) 不法投棄の未然防止 市民の取り組み 5.不法投棄は行いません。	p.72 第 8 項 不法投棄や野焼きをなくそう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体（部分） ○ごみはルールに従い適正に処理しましょう。 ○ごみや吸い殻のポイ捨てはやめましょう。 ○ペットのフンは放置せず持ち帰りましょう。 ○不法投棄を見つけたときは警察や市に通報しましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎植栽活動、美化活動などについては 4 節 2 項「環境保全活動に参加しよう」に集約。 ◎不法投棄発見時の配慮事項を追加。
	p.58 第 6 項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (10) 大気汚染や野焼きの防止（部分） 市民の取り組み 17.家庭ごみの自家焼却及び野焼きは行いません。（再掲）	p.72 第 8 項 不法投棄や野焼きをなくそう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体（部分） ○ごみの野焼きはやめましょう。（再掲）	
事業者	p.64 第 8 項 美しく安心して住める環境を守ろう 【実践行動】 (15) まちの環境美化 事業者の取り組み 13.地域の一員として、美化活動などの地域活動に参加するよう努めます。 14.土地所有者（管理者）は、草刈りを実施するなど所有地の適切な管理を行い、ごみを捨てられないよう努めます。 (19) 不法投棄の未然防止 事業者の取り組み 6.不法投棄は行いません。	p.72 第 8 項 不法投棄や野焼きをなくそう 【環境配慮事項】 (2) 事業者（部分） ○事務所などから出るごみはルールに従い適正に処理しましょう。 ○産業廃棄物のマニフェスト制度を遵守しましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎地域の美化活動など、事業者の本来活動に直結しない社会貢献活動については 4 節 2 項「環境保全活動に参加しよう」に集約。 ◎マニフェスト制度の遵守を追加。
	p.58 第 6 項 すがすがしい空気や静けさを守ろう 【実践行動】 (10) 大気汚染や野焼きの防止（部分） 事業者の取り組み 23.事業活動に伴う野焼きは行いません。（再掲）	p.72 第 8 項 不法投棄や野焼きをなくそう 【環境配慮事項】 (2) 事業者（部分） ○ごみの野焼きはやめましょう。（再掲）	

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎より課題に則した指標に変更。
	8-1 駐輪場利用台数(市民安全課)	3,200 台/日	2-8-1 不法投棄された可燃・不燃・粗大ごみの重量[環境課]	21.3トン	
	8-2 放置自転車撤去数(市民安全課)	370 台	2-8-2 野焼きに関する苦情件数[環境課]	H31 年度値未満	
	8-5 ごみの不法投棄回収量(環境課)	45トン	2-8-3 果樹剪定枝バイオマスガス化発電施設の処理量[環境課]	H31 年度値超	

第3節第1項 ごみを削減しよう（課題：「◇一般廃棄物の排出量抑制」、「◇資源化量・資源化率の改善」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.70 第10項 ごみを削減しよう 【個別環境施策】 (21) 生ごみの減量化・堆肥化 ○市民・事業者・市が一体となり生ごみ対策を進める運動を行います。 ○コンポスト(生ごみ肥料化容器)や生ごみ処理機などの購入者に購入費の一部を助成します。 ○家庭などで生産される生ごみからの堆肥の有効利用を進めます。 (22) ごみの減量化・リサイクル・資源化の促進 ○市民・事業者に対し、ごみの減量化・リサイクル・資源化に関する意識を啓発するとともに、これらの活動を支援します。 ○指定ごみ袋の周知徹底を図り、ごみの排出量の減少を進めます。 ○剪定枝の未利用資源の有効利用を図ります。 ○プラスチック製容器包装類の分別を徹底するとともに、分別品目を拡充します。 ○特定家庭用機器再商品化法に基づく廃棄家電製品などの再商品化について、周知します。 ○印西地区ごみ処理基本計画に基づき、計画的なごみ処理を進めます。 ○不用品交換に関する情報提供や資源回収団体との連携により、資源の再利用・再生利用を進めます。 (23) エコバッグの利用促進 ○市民・事業者に対し、エコバッグの利用の普及に努めます。 【実践行動】 (21) 生ごみの減量化・堆肥化 市の取り組み 1.コンポスト(生ごみ肥料化容器)や生ごみ処理機などの購入者に購入費の一部を助成します。[環境課] 2.家庭の生ごみなどで作られる堆肥の有効利用を検討します。[環境課] (22) ごみの減量化・リサイクル・資源化の促進 市の取り組み 1.ごみ問題に関する意識の啓発や環境美化意識の浸透を図るためイベントや市民講座を開催します。[環境課] 2.指定ごみ袋の周知徹底を進めます。[環境課] 3.ごみの多量排出事業者に対し、減量化に向けた指導・助言を行います。[環境課] 4.フリーマーケットの実施や不用品交換制度の導入、資源回収運動に対する補助金の交付など、市民や市民団体が行うごみの減量化活動・資源化活動を支援します。[環境課] 5.ごみの分別の徹底を図るとともに、分別品目の拡充について検討します。[環境課] 6.ごみの減量化・資源化基本方針に基づき、木枝・草木類の資源化を進めます。[環境課] 7.特定家庭用機器再商品化法に基づく廃棄家電製品などの再商品化について、周知します。[環境課] 8.家庭ごみ(可燃物、不燃物、粗大ごみ)及び資源物の適正な収集・運搬・処理を行います。[環境課] 9.ごみや資源物の効率的な収集を図るため、ごみ集積所の調査、検討を行います。[環境課] 10.雑紙など資源物の分別について、周知・啓発に努めます。[環境課] 11.梨剪定などにおける木質系バイオマスの利活用について、進めます。[環境課・農政課] 12.農業で発生する廃棄資材の回収や資源化について、支援します。[農政課・環境課] (23) エコバッグの利用促進 市の取り組み 1.エコバッグの利用が普及するよう、啓発に努めます。[環境課]	p.74 第1項 ごみを削減しよう 【市の施策】 (1) 家庭系ごみの排出量削減及び資源化の促進 「ごみ減量化・資源化基本方針(行動ガイドライン)」に基づき、生ごみの水切り、資源物の分別徹底、レジ袋や使い捨て容器を使わない「マイバッグ・マイボトル」使用などについての周知啓発を行います。 また、コンポスト(生ごみ肥料化容器)や生ごみ処理機の導入促進、リサイクルマーケットの実施や不用品交換制度の運用、資源回収運動の支援など、市民や市民団体との協働によるごみの減量化・資源化活動を促進します。 (2) 事業系ごみの排出量削減及び資源化の促進 果樹剪定枝のバイオマスガス化発電燃料としての利用、園芸用廃プラスチック類の回収・処理、多量排出事業者に対する減量化指導・助言などを通して、事業系ごみの排出量削減及び資源化の促進を図ります。	◎課題の解決のための施策の方向性を記載。

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市民・市民団体	p.70 第 10 項 ごみを削減しよう 【実践行動】 (21) 生ごみの減量化・堆肥化 市民の取り組み 3.生ごみの水切りを徹底し、堆肥化に努め、ごみの減量化を進めます。 (22) ごみの減量化・リサイクル・資源化の促進 市民の取り組み 13.家庭ごみにおける紙類の分別を徹底します。 14.過剰包装品や使い捨て製品の使用を自粛します。 15.ごみが増えないよう買い物を工夫します。 16.環境に配慮した製品（エコマークやグリーンマークなどのついたもの）の使用に努めます。 17.生活環境指導員の活動に協力します。 18.修理が可能なものは修理して使用するとともに、フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用するよう努めます。 (23) エコバッグの利用促進 市民の取り組み 2.レジ袋の使用を控え、エコバッグを利用するよう努めます。	p.74 第 1 項 ごみを削減しよう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○生ごみの水切りを徹底しましょう。 ○ごみの分別を徹底し、資源化に努めましょう。 ○レジ袋や使い捨て容器に頼らず、「マイバッグ・マイボトル」を利用しましょう。 ○生ごみの堆肥化に努めましょう。 ○リユース（再使用）やリサイクルに努めましょう。 ○過剰包装品や使い捨て製品は購入を控えましょう。 ○生活環境指導員の活動に協力しましょう。	◎記述の整理・集約。
事業者	p.70 第 10 項 ごみを削減しよう 【実践行動】 (21) 生ごみの減量化・堆肥化 事業者の取り組み 4.生ごみの堆肥化に努め、ごみの減量化を進めます。 (22) ごみの減量化・リサイクル・資源化の促進 事業者の取り組み 19.事業系ごみの分別を徹底し、資源化に努めます。 20.ごみ（産業廃棄物を含む）の発生を極力抑えます。 21.マニフェスト制度を遵守します。 22.過剰包装品の簡素化やごみになりにくい商品の開発・販売に努めます。 23.修理やアフターサービスの充実に努めます。 24.再生資源を利用した製品、材料の購入利用に努めます。 (23) エコバッグの利用促進 事業者の取り組み 3.エコバッグの利用の推進に協力します。	p.74 第 1 項 ごみを削減しよう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○ごみの分別を徹底し、資源化に努めましょう。 ○廃棄物の発生抑制のため常に工夫しましょう。 ○包装の簡素化やごみになりにくい商品の開発・販売に努めましょう。 ○修理やアフターサービスを充実し、商品の長命化に努めましょう。 ○再生資源を利用した原材料などの使用に努めましょう。	◎記述の整理・集約。 ◎マニフェスト制度の遵守については「第 2 節第 8 項 不法投棄や野焼きをなくそう」に集約。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎より課題に則した指標に整理・集約。
	10-1 生ごみ肥料化容器購入助成延べ件数(コンポスト)(環境課)	1,960 件	3-1-1 家庭系一般廃棄物排出原単位[環境課]	470g/人日	
	10-2 生ごみ肥料化容器購入助成延べ件数(機械式)(環境課)	670 件	3-1-2 一般廃棄物の資源化率[環境課]	15.7%	
	10-3 ごみの排出量(家庭系 g/人日)(環境課)	460g/人・日			
	10-4 家庭ごみ再資源化率(環境課)	31%			
	10-5 ごみ減量化・リサイクルなどに関する市民講座開催数(環境課)	3 回			

第3節第2項 エネルギーを有効に使おう（課題:「◇省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用拡大による化石エネルギーの消費削減」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.76 第12項 エネルギーを有効に利用しよう 【個別環境施策】 (25) 省エネルギーの推進 ○日常生活や事業活動において、省エネルギーの活用を促します。 ○省エネルギーに対する意識を啓発します。 ○緑のカーテン運動を進めます。 ○LEDの導入など省資源・省エネルギー化を進めます。 ○市独自のエコポイントなど、制度づくりについて検討します。 (26) クリーンエネルギーの活用 ○太陽光エネルギーなどのクリーンエネルギーの利用と普及に努めます。 ○バイオマスエネルギーなどの未利用エネルギーの利用と普及に努めます。 【実践行動】 (25) 省エネルギーの推進 市の取り組み 1.省エネルギーに関する情報提供を行います。[環境課] 2.省エネルギー型ライフスタイル・オフィススタイルへの転換を促すための意識を啓発します。[環境課] 3.市独自のエコポイント制度など、市民が喚起するような制度づくりについて、検討します。[環境課] 4.市有施設における電力需要、電力利用量などのデータ収集を行います。[環境課] 5.緑のカーテン運動を進めます。[環境課] 6.市有施設へのLED照明を導入するよう検討します。[管財契約課] 7.市有施設の更新などについては、省エネルギー型機器を導入するよう検討します。[管財契約課] (26) クリーンエネルギーの活用 市の取り組み 1.クリーンエネルギーや未利用エネルギーに関する情報提供を行います。[環境課] 2.太陽光発電システムの導入費を補助するなどクリーンエネルギーの導入を促進します。[環境課] 3.市有施設の更新などについては、クリーンエネルギーなどを導入するよう検討します。[管財契約課]	p.76 第2項 エネルギーを有効に使おう 【市の施策】 (1) 住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及 住宅用省エネルギー設備等の導入支援、家庭や事業所での省エネルギーの周知啓発、市民団体との協働による新たな再生可能エネルギーの調査・研究などを通して、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及を促進します。 (2) 市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大 「白井市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の事務・事業における電力及び燃料使用量を把握し、使用削減に努めます。 また、市の施設・設備へのLED照明の導入や、再生可能エネルギーを用いた発電設備の設置などを推進します。	◎課題の解決のための施策の方向性を記載。

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市民・市民団体	p.76 第 12 項 エネルギーを有効に利用しよう 【実践行動】 (25) 省エネルギーの推進 市民の取り組み 8.電源をこまめに消すことやアイドリングストップなど省エネルギーを心がけます。 9.家庭電化製品などは、省エネルギー型機器の導入に努めます。 10.緑のカーテン運動に参加するよう努めます。 (26) クリーンエネルギーの活用 市民の取り組み 4.家屋の新築・改築時には、太陽熱温水器などのクリーンエネルギーの導入に努めます。	p.76 第 2 項 エネルギーを有効に使う 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○電気器具は電源をこまめに消しましょう。 ○夏季はつる性植物による「緑のカーテン」の栽培や、涼しい公共施設や店舗の利用（クールシェア）などにより、自宅での冷房使用を抑えましょう。 ○冷蔵庫は中身を整理して、詰め込みすぎないようにしましょう。 ○暖房の設定温度は 20℃以下、冷房の温度は 28℃以上を目安にしましょう。 ○厚手のカーテンなどで部屋の断熱効果を高めましょう。 ○照明器具は LED を使いましょう。 ○太陽光発電システムや住宅用省エネルギー設備の導入を積極的に検討しましょう。 ○自動車の利用はできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関などの利用に努めましょう。(再掲) ○アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めましょう。(再掲) ○省エネルギーや再生可能エネルギーについて、市民への周知啓発に取り組みましょう。	◎冷暖房・冷蔵庫・自動車運転など省エネに係る具体的な配慮事項を追加。
事業者	p.76 第 12 項 エネルギーを有効に利用しよう 【実践行動】 (25) 省エネルギーの推進 事業者の取り組み 11.電源をこまめに消すことやアイドリングストップなど省エネルギーを心がけます。 12.省エネルギー型機器の導入やエネルギー効率の高い生産体制に努めます。 13.省エネルギー型の機器や技術の開発に努めます。 14.エネルギー効率の優れたコージェネレーションシステムなどの導入を検討します。 15.緑のカーテン運動に参加するよう努めます。 (26) クリーンエネルギーの活用 事業者の取り組み 5.社屋などの新築・改築時には、太陽熱温水器などのクリーンエネルギーの導入に努めます。	p.76 第 2 項 エネルギーを有効に使う 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○省エネ法や温暖化対策法を遵守しましょう。 ○夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを積極的に取り入れ、冷暖房の使用抑制に努めましょう。 ○アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転（エコドライブ）に努めましょう。(再掲) ○共同輸配送など、物流の効率化に努めましょう。(再掲) ○ESCO 事業の活用や、コージェネレーションシステムなどの省エネルギー設備・機器の導入を検討しましょう。 ○太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。 ○環境マネジメントシステムの運用や環境認証の取得などに取り組みましょう。	◎冷暖房や共同輸配送など、省エネに係る具体的な配慮事項を追加。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎ 3-2-3 再生可能エネルギーについては、市の施設だけでなく民生部門も含めた指標に変更。
	12-1 市有施設電力使用量(管財契約課・環境課)	5,267,128kwh	3-2-1 市有施設の電力使用量[環境課]	H31 年度値未満	
	12-2 家庭用・事業用都市ガス使用量(環境課)	786m3/人	3-2-2 市内の人口 1 人当たり都市ガス使用量[環境課]	H31 年度値未満	
	12-3 クリーンエネルギー利用施設数(管財契約課)	9 施設	3-2-3 市内における再生可能エネルギー発電設備導入容量[環境課]	30,000kW	

第4節第1項 環境について学ぼう（課題:「◇環境保全への関心・理解の深化」、「◇環境基本計画の普及」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.78 第13項 環境を知り、学び、行動しよう 【個別環境施策】 (27) 環境教育・学習機会の提供 ○環境に関する学習機会を積極的に提供します。また、市民団体や事業者と連携・協力し、効果的に環境学習活動を進めます。 ○小・中学校の環境教育を支援し充実を図ります。 ○市民や事業者、市民団体が行う環境学習を支援します。 (28) 環境情報の提供 ○環境に関する情報を収集・整理し、さまざまな媒体を通じて情報を提供します。 ○環境白書を作成し、市の環境の現状や環境施策の取り組み状況をお知らせします。 (29) アドバイザーなどの派遣 ○県の環境学習アドバイザーなどを小・中学校に派遣し、環境教育を支援します。 【実践行動】 (27) 環境教育・学習機会の提供 市の取り組み 1.職員の環境教育を実施するとともに環境に関連する研修会などへの参加を奨励します。[環境課] 2.環境に関する市民講座（幼児教育を含む）やイベントを開催します。[環境課] 3.市民や事業者、市民団体と連携・協力し、環境に関連する学習の機会を提供します。[環境課] 4.市民や事業者、市民団体の行う環境に関連する学習会を支援します。[環境課] (28) 環境情報の提供 市の取り組み 1.小・中学校に環境学習用教材や環境情報を提供します。[学校教育課] 2.環境に関する市民講座や自然観察会、環境保全活動に関する状況などについて、広報紙やホームページなどを活用し、情報を提供します。[環境課] 3.生活環境や自然環境に関する各種の調査結果をはじめ、環境情報を取りまとめた環境白書を発行します。[環境課] (29) アドバイザーなどの派遣 市の取り組み 1.県の環境学習アドバイザー及びNPOを小・中学校に派遣するなど、環境教育を積極的に支援します。[環境課]	p.78 第1項 環境について学ぼう 【市の施策】 (1) 白井の自然環境の豊かさを知り育むための環境学習の推進 学校や市民団体などとの連携のもと、教材の供給、市民講座の開催、観察会・見学会その他のイベント開催など、みどりが形成されてきた歴史やその貴重さなどに関する学習の機会を充実します。 また、環境問題に関する研修への参加などにより、市職員の環境意識の向上に努めます。	◎課題の解決及び、第5次総合計画前期基本計画の目標実現（戦略の柱の一つである『みどりが価値を生み出すまちづくり』の中で、環境学習の推進に取り組んでいくこと）のための施策の方向性を記載。
	-	p.78 第1項 環境について学ぼう 【市の施策】 (2) 環境基本計画の普及 ホームページや情報公開コーナーを活用し、環境基本計画のPRに努めます。 また、環境基本計画の達成状況や白井市の環境に関する主な動きを取りまとめた環境白書を毎年発行します。	

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
市民・市民団体	p.78 第 13 項 環境を知り、学び、行動しよう 【実践行動】 (27) 環境教育・学習機会の提供 市民の取り組み 5.自主的に環境学習に取り組むよう努めます。 6.環境に関する市民講座やイベントに参加するよう努めます。 7.家庭内で環境問題について話し合う機会をつくるよう努めます。また、子どもには環境の大切さを教えるよう努めます。 市民団体の取り組み 10.環境学習活動を積極的に行います。 11.市や事業者と連携・協力し、小・中学校や市民などの環境教育を支援します。 (28) 環境情報の提供 市民の取り組み 4.地域の様々な環境に関する情報を積極的に提供するよう努めます。また、提供された環境に関する情報は有効に利用するよう努めます。		p.78 第 1 項 環境について学ぼう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○様々な環境問題について、興味をもって調べたり、講座などに参加してみましょう。 ○環境問題について家族、友人、同僚等と話し合いましょう。 ○環境学習・環境教育に結びつく活動を積極的に行いましょう。 ○地域の環境に関する情報を発信しましょう。 ○他地域の市民団体などとの交流を深めましょう。		◎記述の整理・集約。
事業者	p.78 第 13 項 環境を知り、学び、行動しよう 【実践行動】 (27) 環境教育・学習機会の提供 事業者の取り組み 8.社員の環境教育を実施するとともに環境に関連する研修会などへの参加を奨励します。 9.環境学習の場として事業所施設の提供に努めます。		p.78 第 1 項 環境について学ぼう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○従業員への環境教育を実施しましょう。 ○環境学習の場としての事業所や施設の公開などを検討してみましょう。		◎記述の整理・集約。
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎指標の集約整理。 ◎（環境基本計画の普及については、適切な指標なし。）
	13-1 小中学校の環境学習教材作成種・配布数(環境課)	2 種類 1,300 冊	4-1-1 市の環境関連イベント・講座等への年間延べ参加・受講者数[環境課]	H31 年度値超	
	13-2 環境に関する市民講座回数(環境課)	3 回			
	13-3 イベント実施数(環境課)	4 回			
	13-4 こどもエコクラブ登録数(環境課)	4 件			
	13-5 環境白書の発刊数(環境課)	100 冊			

第4節第2項 環境保全活動に参加しよう（課題：「◇市民、市民団体、事業者などの自主的な取り組みや、市との協働による環境保全活動の更なる推進」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.80 第14項 環境に配慮したライフスタイルを実践しよう 【個別環境施策】 (30) 市民・事業者との連携・協力 ○市民や市民団体、事業者と連携し環境に関するイベントや啓発事業を開催します。 ○市民や市民団体、事業者と連携・協力し、地域の環境保全活動に取り組むネットワークなどを進めます。 ○市民や市民団体、事業者で構成する（仮称）市民環境会議の組織化を検討します。 (31) 環境保全活動への支援 ○白井市内で活動する市民活動団体の「情報」、「活動」、「交流」の場として、市民活動推進センターの活用を支援します。 ○市民や市民団体、事業者の自主的な環境保全活動を積極的に支援します。 【実践行動】 (30) 市民・事業者との連携・協力 市の取り組み 1.市民や市民団体、事業者と連携・協力し、環境フォーラムなどのイベントや啓発事業を行います。[環境課] 2.市民や市民団体、事業者と連携・協力し、自然環境などの調査活動を行います。[環境課] 3.市民や事業者、市民団体と連携・協力し、地域の環境保全活動に取り組むネットワークを進めます。[環境課] 4.（仮称）市民環境会議の組織化について、検討します。[環境課] (31) 環境保全活動への支援 市の取り組み 1.環境保全活動の拠点や場所について、情報を提供します。[環境課] 2.市民や事業者の環境保全活動について、環境アドバイザーなどの指導者を派遣します。[環境課]	p.80 第2項 環境保全活動に参加しよう 【市の施策】 (1) 地域での環境保全・創出の取り組みとしてのグランドワークの推進 所有者や市民団体との連携・協力による森林の適正な維持管理の促進、市民・事業者との協働による環境保全活動である「ごみゼロ運動」の実施、市民及び市民団体が道路・公園・緑地などで環境美化活動を行う「アダプトプログラム」の周知啓発、市民団体との連携による「市民活動推進センター」の運営を通じた公益的な市民活動の支援など、地域や市民団体などと連携し、みどりの地域資源を守り育む活動を推進します。	◎課題の解決及び、第5次総合計画前期基本計画の目標実現（戦略の柱の一つである『みどりが価値を生み出すまちづくり』において、白井市の良質な環境を市民とともに守り育むことで愛着と誇りを持てるまちづくりを進めること）のための施策の方向性を記載。 ◎（仮称）市民環境会議の設置は見送る（第5章で推進体制を規定）。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
市民・市民団体	p.80 第 14 項 環境に配慮したライフスタイルを実践しよう 【実践行動】 (30) 市民・事業者との連携・協力 市民の取り組み 5.市や市民団体などと連携・協力し、環境フォーラムなどのイベントや啓発事業に参加するよう努めます。 6.市や市民団体などが行う環境保全活動に参加するよう努めます。 市民団体の取り組み 10.市や事業者と連携・協力し環境フォーラムなどのイベントや啓発事業を行います。 11.市や事業者と連携し、環境保全活動を行います。		p.80 第 2 項 環境保全活動に参加しよう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○地域で行われる環境保全活動に積極的に参加しましょう。 ○ひとりひとりが日常生活の中でできる環境保全に取り組みましょう。 ○地域の環境保全活動のため、市・事業者・他団体などとの連携や協力を進めましょう。		◎記述の整理・集約。
事業者	p.80 第 14 項 環境に配慮したライフスタイルを実践しよう 【実践行動】 (30) 市民・事業者との連携・協力 事業者の取り組み 7.市や市民団体と連携・協力し、環境フォーラムなどのイベントや啓発事業を行うよう努めます。 8.事業活動に伴う環境保全活動を行うよう努めます。 9.市や市民団体が行う環境保全活動に積極的に参加するよう努めます。		p.80 第 2 項 環境保全活動に参加しよう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○地域の環境保全活動のため、市・他事業者・市民団体などとの連携や協力を進めましょう。		◎記述の整理・集約。
環境指標	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	◎4-2-1 自主的な取り組みによる環境保全活動を表わす指標として記載。 ◎4-2-2 協働による環境保全活動を表わす指標として記載(現行の「グランドワーク事業実施数」は対象が不明確のため変更)。
	14-1 環境フォーラム開催回数(環境課)	1 回	4-2-1 市内の環境関係活動団体数[市民活動支援課]	12 団体	
	14-2 環境保全関係活動団体数(環境課)	15 団体	4-2-2 ごみゼロ運動の 1 回当たり参加者数[環境課]	5,000 人以上	
	14-3 グランドワーク事業実施数(環境課)	2 回			

第5節第1項 地球規模で環境を考えよう（課題：「◇省エネルギー及び再生可能エネルギー利用の市民生活や事業活動への定着促進」、「◇酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集」）

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市	p.82 第15項地球規模で環境を考えよう 【個別環境施策】 (32) 地球環境問題への意識の向上 ○地球環境問題に関する意識の普及啓発を図ります。 ○地球環境問題に関する情報を収集し提供します。 (33) 地球環境保全対策の推進 ○「白井市地球温暖化防止対策実行計画」に基づく、実践行動を進めます。 ○市内の事業者へ国際規格やエコアクション21認証取得への取り組みを広げられるよう、セミナーの開催のほか、情報の提供や支援を行います。 ○市内の事業者へ環境に配慮した規格の認証取得の取り組みを広げられるよう、支援します。 ○「環境家計簿」の内容を充実し、地域から地球温暖化の防止を図ります。 ○酸性雨などの測定・調査結果の把握と情報の提供に努めます。 ○友好都市と環境分野での交流を進めます。 【実践行動】 (32) 地球環境問題への意識の向上 市の取り組み 1.地球環境保全意識の啓発事業を進めます。[環境課] 2.地球環境問題に関する情報を収集・整理し提供します。[環境課] (33) 地球環境保全対策の推進 市の取り組み 1.「白井市地球温暖化防止対策実行計画」に基づき、市の事務事業による温室効果ガスの排出量を削減するよう努めます。[環境課] 2.環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。[環境課・各課] 3.事業所の環境に配慮した規格の認証取得を支援します。[環境課・商工振興課] 4.環境家計簿の内容を充実し、ホームページなどで示し市民の利用を促します。また、市内の温室効果ガスに起因する排出実態を把握し、情報の提供に努めます。[環境課] 5.酸性雨などの測定・調査結果の把握と情報の提供に努めます。[環境課] 6.友好都市と環境分野での交流を進めます。[環境課]	p.82 第1項 地球規模で環境を考えよう 【市の施策】 (1) 温室効果ガス排出抑制のための省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及 具体的な内容は、第3節第2項「エネルギーを有効に使う」で市の施策として示した、「(1) 住宅や事業活動における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及」及び「(2) 市の事務事業における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの利用拡大」と共通するものとします。 (2) 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策や情報収集 酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出抑制対策については、第2節第1項「大気汚染を減らそう」で市の施策として示した、「(1) 国・県・他市町村などとの協力による大気汚染物質の排出削減」と共通するものとします。 また、千葉県による大気汚染物質の測定結果を把握・整理し環境白書などで毎年報告するとともに、国による酸性雨の調査結果を把握し、情報の提供に努めます。	◎課題の解決のための施策の方向性を記載。

対象	現行計画の記載内容	見直し原案の案	趣旨・理由等
市民・市民団体	p.82 第 15 項 地球規模で環境を考えよう 【実践行動】 市民の取り組み (32) 地球環境問題への意識の向上 3.地球環境問題に対する認識を深め、日常生活の中で可能な取り組みを実践していくよう努めます。 (33) 地球環境保全対策の推進 市民の取り組み 7.環境家計簿に取り組み、CO2 の排出を少なくするよう努めます。	p.82 第 1 項 地球規模で環境を考えよう 【環境配慮事項】 (1) 市民・市民団体 ○電気器具は電源をこまめに消しましょう。(再掲) ○夏季はつる性植物による「緑のカーテン」の栽培や、涼しい公共施設や店舗の利用(クールシェア)などにより、自宅での冷房使用を抑えましょう。(再掲) ○冷蔵庫は中身を整理して、詰め込みすぎないようにしましょう。(再掲) ○暖房の設定温度は 20℃以下、冷房の温度は 28℃以上を目安にしましょう。(再掲) ○厚手のカーテンなどで部屋の断熱効果を高めましょう。(再掲) ○照明器具は LED を使いましょう。(再掲) ○太陽光発電システムや住宅用省エネルギー設備の導入を積極的に検討しましょう。(再掲) ○自動車の利用はできるだけ控え、徒歩や自転車、公共交通機関などの利用に努めましょう。(再掲) ○アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転(エコドライブ)に努めましょう。(再掲) ○省エネルギーや再生可能エネルギーについて、市民への周知啓発に取り組みましょう。(再掲)	◎第 3 節第 2 項「エネルギーを有効に使おう」の配慮事項と共通(再掲)とする。
事業者	p.82 第 15 項 地球規模で環境を考えよう 【実践行動】 (32) 地球環境問題への意識の向上 事業者の取り組み 4.地球環境問題に対する認識を深め、建設工事での熱帯木材の使用を少なくするなど、事業活動の中で可能な取り組みを実践していくよう努めます。 (33) 地球環境保全対策の推進 事業者の取り組み 8.環境マネジメントシステムなどを運用し、環境に配慮した事業活動に取り組みます。 9.節電や省エネルギー、自動車利用を減らすなど事業活動に伴う CO2 の排出を減らすことに努めます。 10.国際規格やエコアクションなどの環境に配慮した規格の認証取得や環境省の環境活動評価プログラムの活用にも努めます。	p.82 第 1 項 地球規模で環境を考えよう 【環境配慮事項】 (2) 事業者 ○省エネ法や温暖化対策法を遵守しましょう。(再掲) ○夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを積極的に取り入れ、冷暖房の使用抑制に努めましょう。(再掲) ○アイドリングストップや緩やかな発進など、環境に配慮した自動車の運転(エコドライブ)に努めましょう。(再掲) ○共同輸配送など、物流の効率化に努めましょう。(再掲) ○ESCO 事業の活用や、コージェネレーションシステムなどの省エネルギー設備・機器の導入を検討しましょう。(再掲) ○太陽光発電システムの設置など、再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。(再掲) ○環境マネジメントシステムの運用や環境認証の取得などに取り組みましょう。(再掲)	◎第 3 節第 2 項「エネルギーを有効に使おう」の配慮事項と共通(再掲)とする。

対象	現行計画の記載内容		見直し原案の案		趣旨・理由等
	環境指標	H32 目標値	環境指標	H32 目標値	
環境指標	15-1 市の事務事業による温室効果ガス排出量(環境課)	4,095,061kg	5-1-1 市の事務事業による温室効果ガス排出量[環境課]	-	◎より課題に則した指標に変更。 ◎事業者の認証取得については対象が明確でないこと、また、廃棄物対策などに比重を置いた認証も多いことから除外。
	15-2 環境分野における国際交流事業数(環境課)	1 事業	5-1-2 降水中の水素イオン指数[環境課]	4.77 以上 (H31 年度調査値)	
	15-3 市内事業者の国際規格等認証取得数(事業者数)(環境課・商工振興課)	23 事業者			